

第7回新潟県景観審議会 次第

令和8年2月27日（金）午後1時30分
新潟県庁行政庁舎2階 201会議室

1 開 会

2 議 事

・報告事項

景観行政の取組と今後の課題について

3 閉 会

第7回 新潟県景観審議会

日時：令和8年2月27日（金）

会場：新潟県庁行政庁舎201会議室

新潟県景観審議会委員

	専門分野	所属等	氏名
学 識	景観・都市計画	新潟大学工学部 教授	岡崎 篤行
	美術・色彩	新潟中央短期大学 教授	村木 薫
	法律	新潟県弁護士会	鈴木 麻理絵
	建築・デザイン	公益社団法人 新潟県建築士会	西澤 哉子
関 係 団 体	広告業者	新潟県広告美術業協同組合 相談役理事	三浦 正昌
	農業	五泉市農業委員会 会長	松尾 タカ子
	広告主	新潟商工会議所 女性会	藤田 美知子
	観光	(一社)日本旅行業協会関東支部 新潟県支部 支部長	廣 光治
住 民	まちづくり (市民活動)	新潟県まちなみネットワーク新潟地区幹事	大倉 宏
	地域保全 自然環境	women farmers japan株式会社 取締役	佐藤 可奈子
行 政 機 関	国土交通省	国土交通省北陸地方整備局建政部長	大坂 剛
	市長会	十日町市長	関口 芳史
	町村会	弥彦村長	本間 芳之

第7回 新潟県景観審議会

令和8年2月27日

新潟県土木部都市局都市政策課

景観行政の取組と今後の課題について

【景観分野】

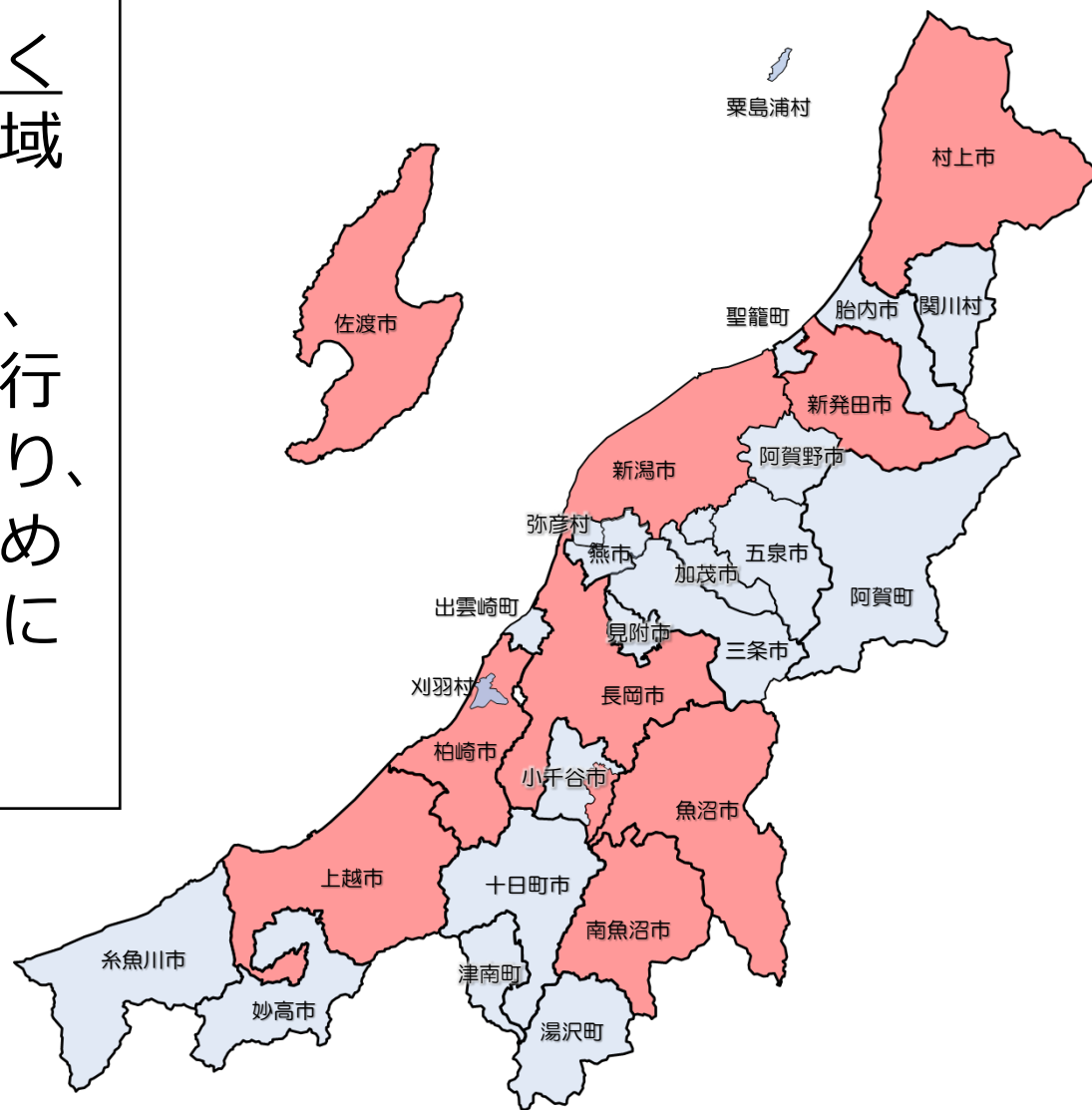
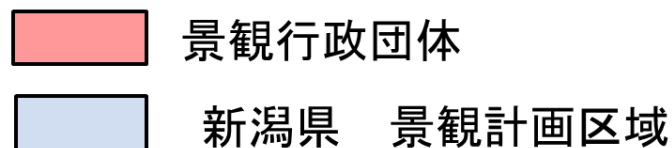
- 景観に関する取組
(景観計画の運用、意識啓発、情報発信)
- 課題：景観重要区域の検討

【屋外広告物分野】

- 屋外広告物に関する取組
- 課題：デジタルサイネージに関するガイドラインの策定

新潟県景観計画の運用（届出制度）

- 景観行政団体の区域を除く
県内全域が県景観計画区域
- 景観計画区域内において、一定規模を超える行為を行う場合は届出が必要となり、その行為は景観計画で定める基準（景観形成基準）に適合する必要がある。



新潟県景観計画の運用（届出状況）

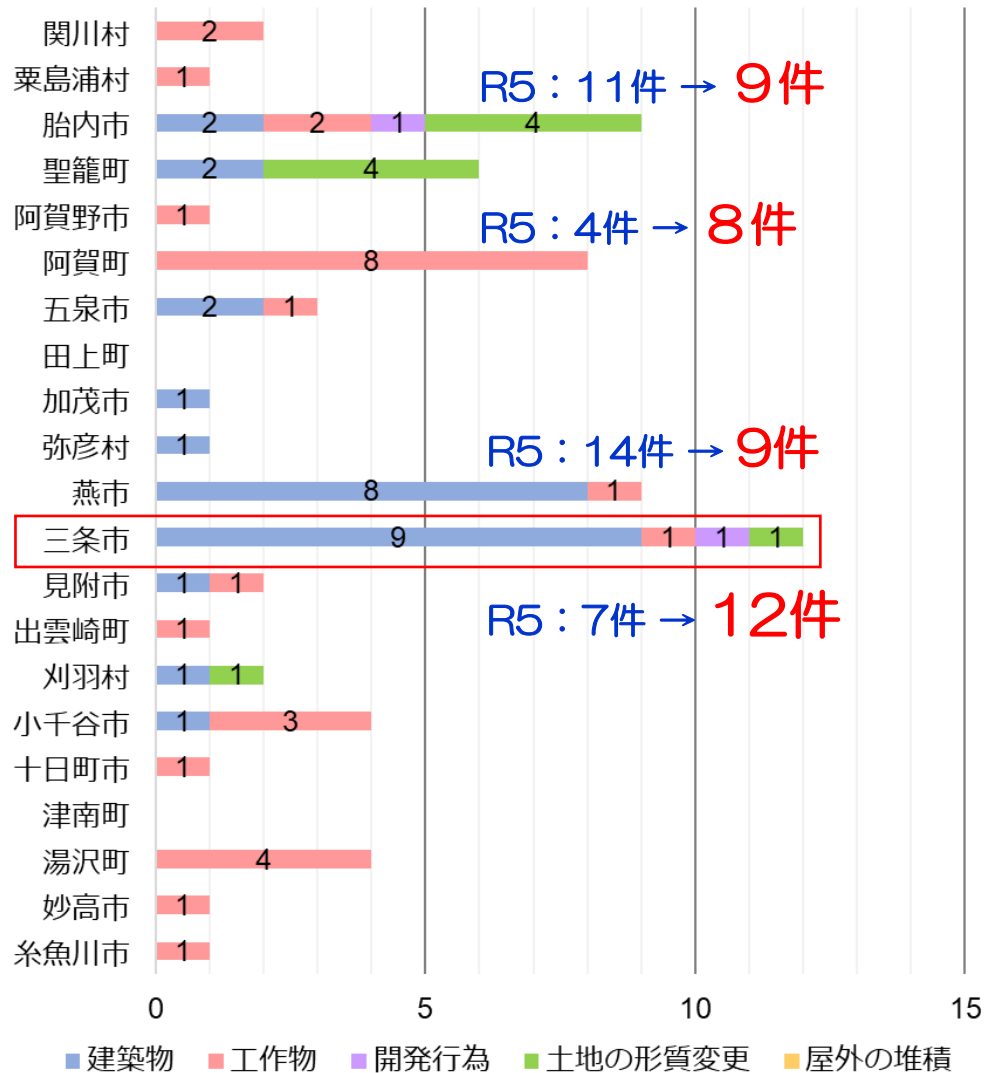
年度別届出件数

	建築物	工作物	開発行為	土地の形質変更	屋外の堆積	計
令和5年度	29	33	9	11	3	85
令和6年度	28	29	2	10	0	69
令和7年度 (R7.12末時点)	15	20	1	7	1	44
計	72	82	12	28	4	198

■ 届出の状況

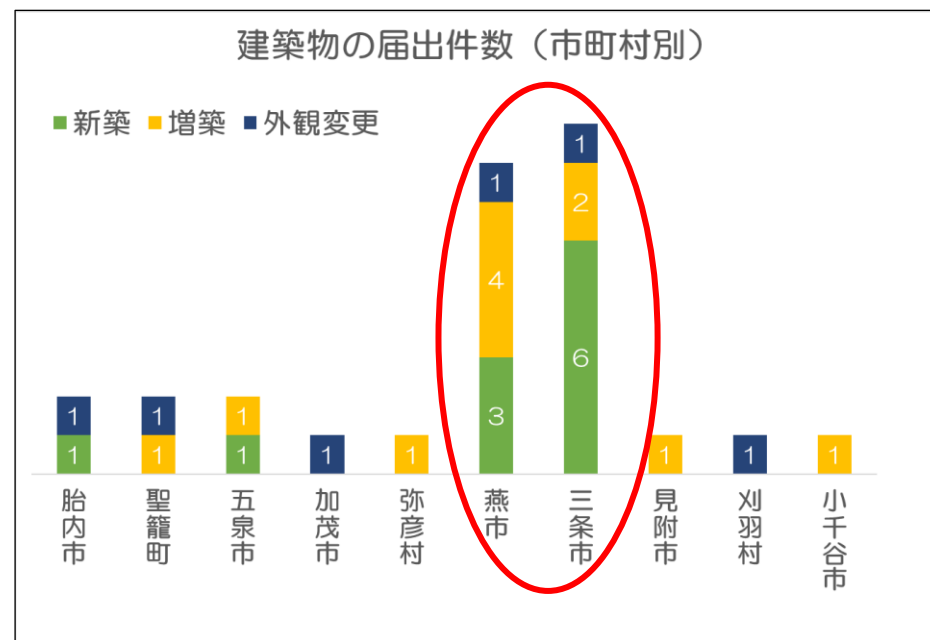
- 令和6年度は 69件の届出
- 工作物に関する届出が最も多く 29件
それに次いで多いのが建築物の届出 28件
- 市町村別では三条市が12件と最も多く、
胎内市、燕市、阿賀町も比較的多い

市町村別の届出件数（令和6年度）



建築物に関する届出 (R6.4.1~R7.3.31)

建築物	令和6年度					
	新築	改築	増築	移転	外観変更	計
共同住宅	0	0	0	0	0	0
病院	0	0	0	0	0	0
店舗	5	0	6	0	2	13
ホテル	0	0	0	0	0	0
事務所	2	0	1	0	2	5
児童福祉施設等	0	0	0	0	0	0
工場	2	0	4	0	1	7
倉庫	2	0	0	0	0	2
レジャー施設等	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	1
計	11	0	11	0	6	28

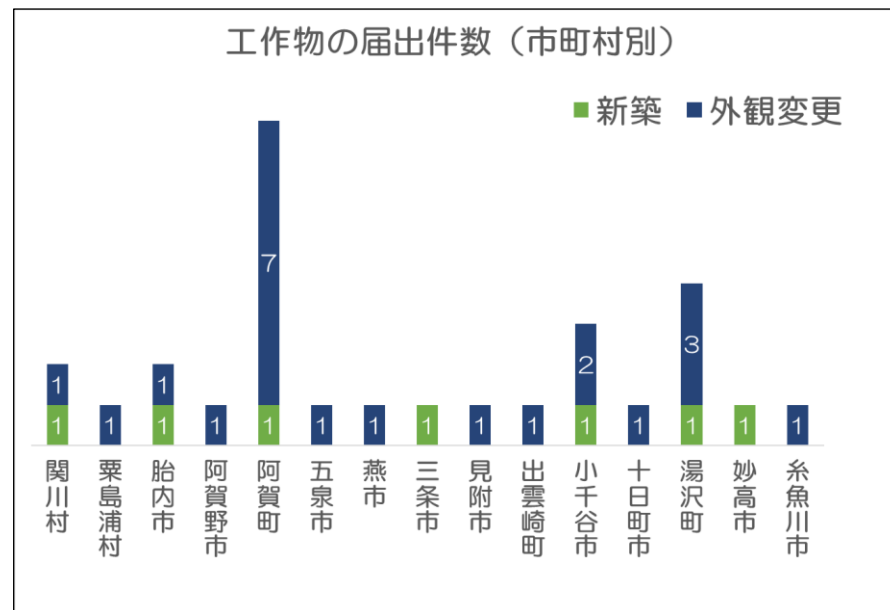


■ 届出の状況

- 令和6年度の建築物の届出は 28件、うち新築 11件、増築 11件、外観変更 6件
- 市町村別の届出状況を見ると、県央地域の届出が多い（三条市 9件、燕市 8件）
- 新築の届出件数についても県央地域が多い（三条市 6件、燕市 3件）
- 建築物の届出が県央地域に多い傾向は前年度と同様（令和5年度：三条市4件、燕市9件）

工作物に関する届出 (R6.4.1~R7.3.31)

工作物	令和6年度					
	新設	改築	増築	移転	外観変更	計
送電線用鉄塔	5	0	0	0	19	24
携帯電話基地局	0	0	0	0	0	0
太陽光発電設備	1	0	0	0	0	1
その他鉄塔・柱類	1	0	0	0	3	4
計	7	0	0	0	22	29



■ 届出の状況

- 令和6年度の工作物の届出は 29件、うち新設 7件、外観変更 22件
- 新設では送電線用鉄塔のほか、昨年度同様「太陽光発電設備」の電力関係施設の届出が出てきている。(R5年度：太陽光発電設備2件、風力発電設備1件)
- 外観の変更では、送電線用鉄塔の塗り替えが大多数を占めている。

意識啓発（にいがた美しいまちなみフォーラム）

■目的

- 県民の景観に対する意識啓発のため、6月1日の「景観の日」に日取りを合わせて開催（H18～）
- 新潟県まちなみネットワークと共同で開催し、「まちあるき」などを合わせて行っている。
- 今年度は、6/1に加茂市で開催

■今年度の開催内容

○基調講演

北原 麻理奈 氏（愛知淑徳大学建築学部 講師）

○パネルディスカッション

コーディネーター

松井 大輔 氏（新潟大学工学部 准教授）

コメンテーター

北原 麻理奈 氏（愛知淑徳大学建築学部 講師）

パネリスト

川口 とし子 氏（建築家/安田女子大学 教授）

萩野 正和 氏（株式会社connel 代表取締役）

長谷川 一良 氏（ハセガワ建築設計事務所 長谷川工務店 代表）

○まちづくり団体の取組報告



意識啓発（新潟県景観セミナー）

■目的

- 景観形成に対する意識の向上を図るため、主に県職員及び市町村職員を対象に、平成21年度から開催
- 文化財の保全・活用、観光振興にも繋がるため、平成25年度からは、文化財部局、観光部局と共同開催
- 有識者による講演、市町村における取組事例の紹介、まちあるき等を実施

■今年度の開催内容

○開催日時

令和7年10月16日（木）13:30～15:45

○講演

「歴史的な建造物等を活かした
景観・観光まちづくり」

後藤 治 氏（工学院大学総合研究所 教授）

○事例紹介

「歴史的風致維持向上計画を活用した
しゃぎり屋台の似合う町並み創出への取組」

村上市都市計画課都市政策室



にいがた景観ビューポイントについて

令和6年度



- 1、四季めぐり展望台 (R6掲載済み)
- 2、信濃川の展望地 (R6掲載済み)

令和7年度
(掲載予定)



- 1、四季めぐり展望台 (R6掲載済み)
- 2、丸山大橋 (R7新規)
- 3、信濃川の展望地 (R6掲載済み)
- 4、空の展望台 (R7新規)
- 5、信濃川展望駐車場 (R7新規)
- 6、川の展望台 (R7新規)
- 7、おじゃーる (R7新規)
- 8、山本山高原展望台 (R7新規)
- 9、桔梗原うらおい公園 (R7新規)
- 10、大崎山公園 (R7新規)
- 11、朝日山展望台 (R7新規)
- 12、良寛と夕日の丘公園 (R7新規)
- 13、いもり池 (R7新規)
- 14、はねうま大橋 (R7新規)

景観行政の取組と今後の課題について

【景観分野】

- 景観に関する取組
（景観計画の運用、意識啓発、情報発信）
- **課題：景観重要区域の検討**

【屋外広告物分野】

- 屋外広告物に関する取組
- 課題：デジタルサイネージに関する
ガイドラインの策定

本日まで意見をいただきたい項目

【景観分野】

景観重要区域の

- 指定までの進め方
- 検討に取り組む地域
- 景観形成基準等の方向性

景観重要区域について

新潟県景観計画の現状

- ・ 届出対象となる行為の規模が計画区域内で一律
- ・ 景観形成基準に区域による差はほぼ無い

＜新潟県景観計画策定の目的の一つ＞

県土全域で景観法上の空白地域を無くし、著しく景観を阻害するような行為を未然に防ぐ

⇒ **大規模行為に対しては一定の効果を発揮**

【特に重要な区域 = 県としても保全したい区域】

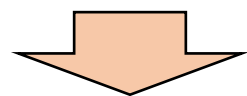
現在の計画でコントロールできない行為に対する
きめ細かい景観計画の検討 も必要

景観重要区域について

● 「重点地区」の設定

例えば、地域の拠り所や顔となるような、質の高い景観形成に重点的に取り組む地区（「重点地区」）を定め、届出対象行為や景観形成基準をその地区に特化したきめ細かなものに設定し、規制誘導を積極的に推進することが考えられる。

（『景観法運用指針』抜粋）



● 新潟県景観計画では「景観重要区域」の指定が可能

<景観重要区域の考え方、方針>

- ① 広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域
（ 2以上の市町村にまたがる一体的な景観の区域 ）
- ② 歴史的・文化的意義を有する施設周辺や観光振興を図る上で特に重要な区域

景観重要区域について

■ 検討を進めるうえでの課題

○ 「地域の拠り所」「地域の顔」等となる景観の選定

- ・ 地域の人考える主要な景観資源は多い（基礎調査資料）
- ・ 「地域の拠り所」や「地域の顔」等となる景観の選定が必要

⇒ **各市町村に再度 聞き取り**

○ 実効力のある景観重要区域の指定

- ・ 当該地域の景観を将来どのようにしたいか
- ・ 当該地域の景観上の問題点や必要な事の把握

⇒ **当該地域の将来像に向けた、
現・景観計画の効果の検証**



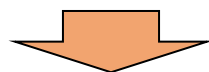
弥彦山を望む景観

景観重要区域について

■ 景観重要区域の指定にあたり

- 指定にあたり、地域の課題を明らかにする

「何から何を守るのか」を明確にしておくことが必要



- 県内の主要な景観資源を抽出
- それをどのような行為から守るのか
- どのような方法、基準等で守るのか
(区域および景観形成基準の検討)

- 一般区域よりもきめ細やかな景観形成基準
- 届出対象行為の規模も、一般区域より細かく設定

景観重要区域について

■ 景観重要区域の指定により期待する効果

例1 観光・交流の促進

新潟県を代表する良好な景観として位置づけ ⇒ 注目されるようになる👁️

➤ 良好な景観を観光資源として活用することで交流人口の増加を期待

例2 生活環境の魅力向上

きめ細やかな基準により、地域固有の歴史・文化、自然環境を保全・形成

➤ 身近な景観が大切な資源と認識 ⇒ 地域への愛着から生活環境の魅力向上

例3 地域産業の振興

良好な景観を保全・形成するための方法として、地場産業等と連携

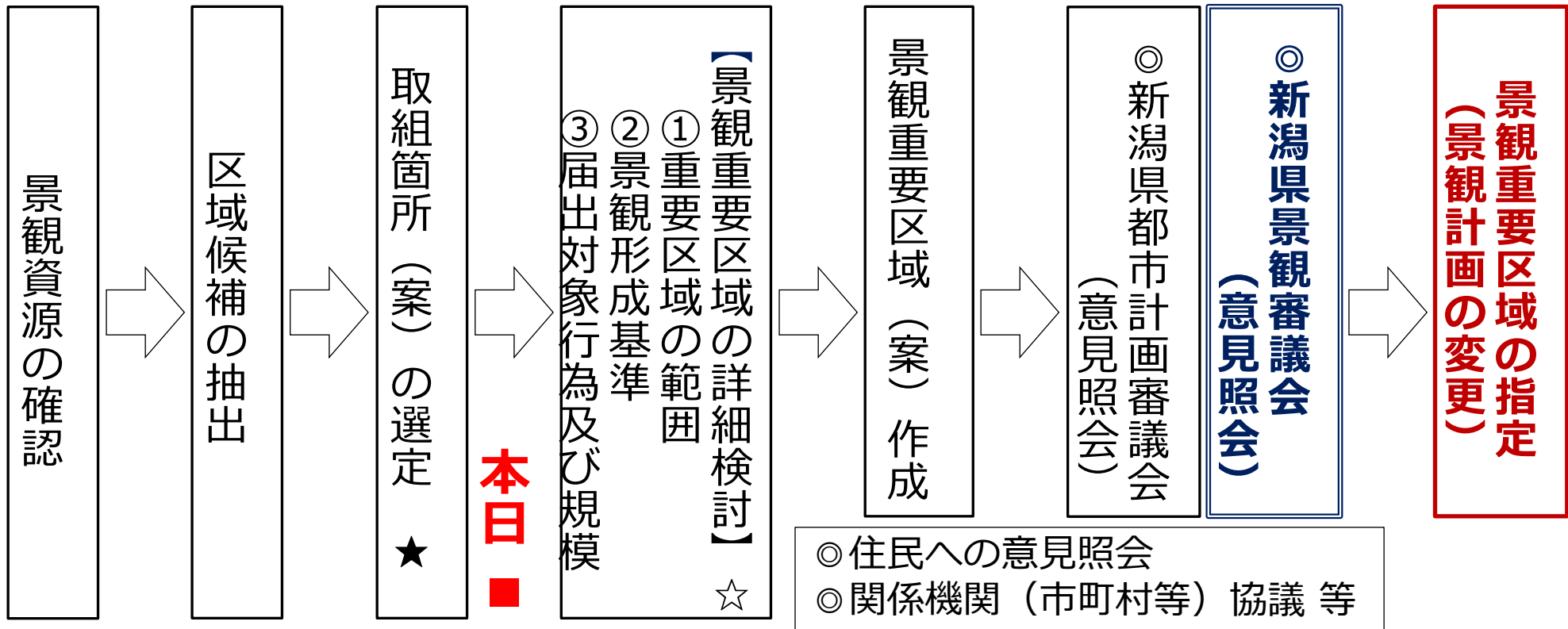
➤ 良好な景観を形成するとともに、地域産業の振興が図られる

目指す将来像に合わせて活用

【景観重要区域】 指定までのステップ

令和7年度

令和8年度以降



本日

- ◎住民への意見照会
- ◎関係機関(市町村等)協議等

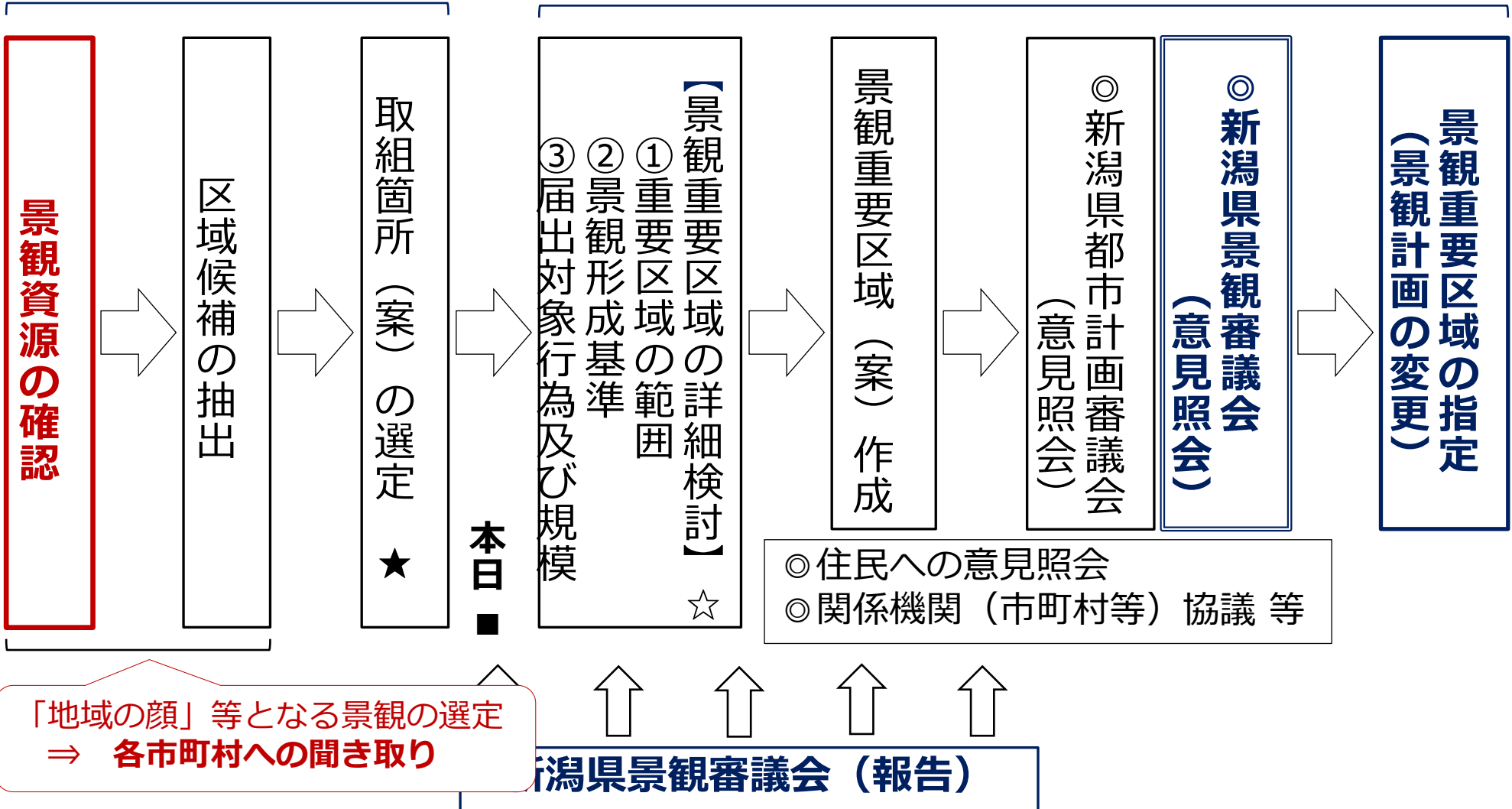
※「取組箇所(案)の選定」以降は、景観重要区域の検討に取り組む箇所ごとに同様のステップを想定

新潟県景観審議会(報告)

【景観重要区域】 指定までのステップ

令和7年度

令和8年度以降



景観重要区域の検討（景観資源の確認）

■ 「景観資源調査」（各市町村への調査）の実施

○ 景観資源の確認

「新潟県景観資源リスト（※1）」を更新

（※1）平成29年度に各市町村に聞き取りを行い、県でとりまとめたもの

○ 視点場の抽出

景観資源のうち「ランドマーク」となり得るものを
望むことができる「視点場」を抽出

○ 各景観資源の重要度の確認

景観資源のうち、各市町村が重要と考えているものを確認
（景観、歴史・文化、観光、その他。。。分野別に整理）

景観重要区域の検討（景観資源の確認）

■ 「景観資源調査」（各市町村への調査）の実施

景観資源リスト（一部抜粋）

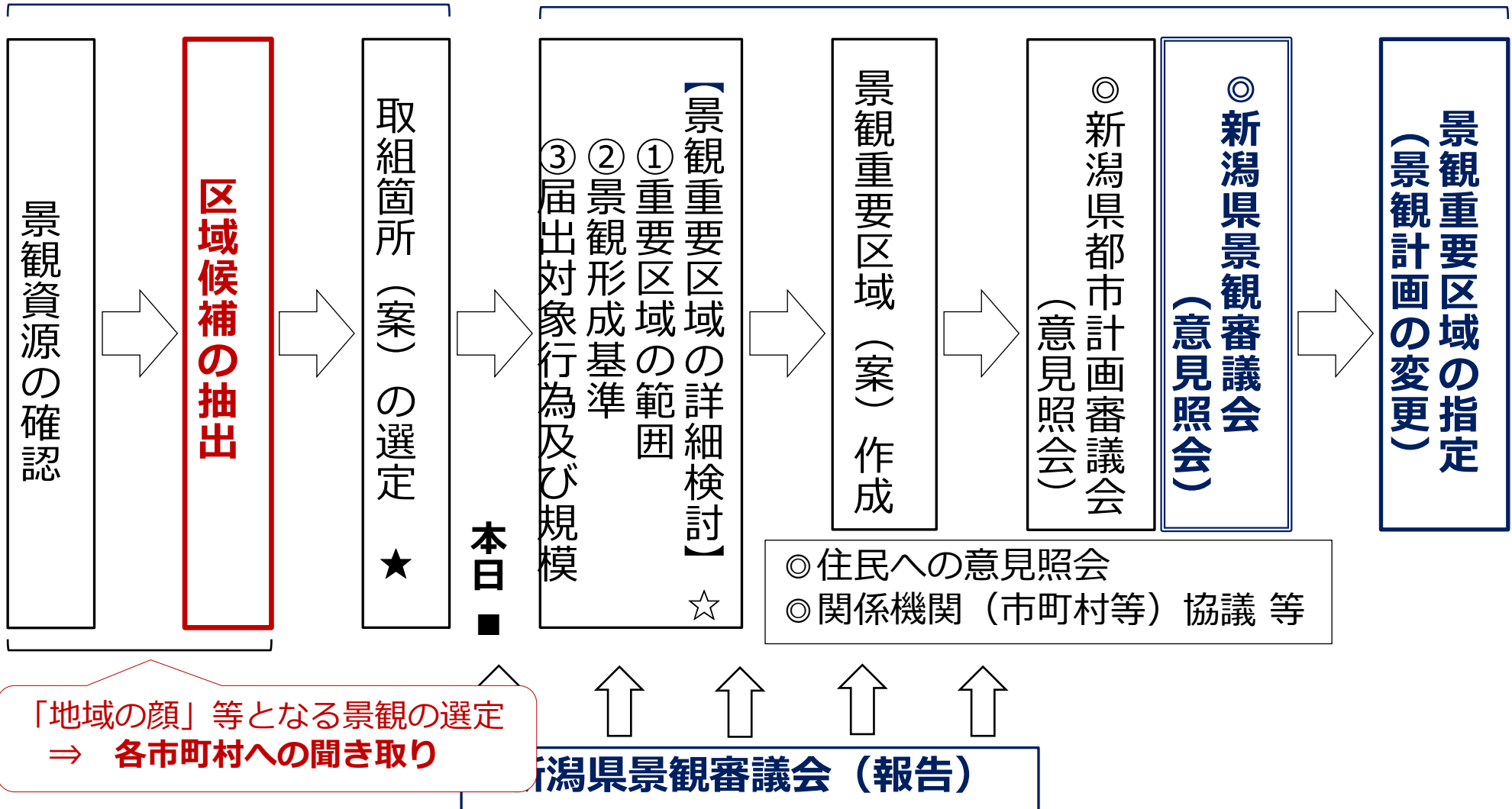
市町村	自然											都市（歴史・文化遺産等）												
	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称	No.	名称		
																							景観	歴史
東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡	1	東上郡
	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡	2	東上郡
	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡	3	東上郡
	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡	4	東上郡
	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡	5	東上郡
東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡	6	東上郡
	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡	7	東上郡
	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡	8	東上郡
	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡	9	東上郡
	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡	10	東上郡
東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡	11	東上郡
	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡	12	東上郡
	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡	13	東上郡
	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡	14	東上郡
	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡	15	東上郡
東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡	16	東上郡
	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡	17	東上郡
	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡	18	東上郡
	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡	19	東上郡
	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡	20	東上郡

自然的景観：188箇所、都市的景観：193箇所

【景観重要区域】 指定までのステップ

令和7年度

令和8年度以降



景観重要区域の検討（区域候補の抽出）

■ 景観重要区域の対象となり得る箇所の抽出

【 抽出するうえでの5つの観点 】

（各市町村の意見に基づくもの）

1. 各市町村で「重要」と認識
2. 各市町村で「ランドマーク」もしくは「優れた眺望」と認識

（既存資料に基づくもの）

3. 「広域都市計画マスタープラン」に記載（都市の視点）
4. 「新潟観光ナビ」で紹介（観光の視点）
5. 「新潟県の文化財一覧」に掲載、もしくは新潟県都市政策課HP「にいがたのまちなみ(歴史・文化)」で紹介（歴史・文化の視点）

景観重要区域の検討（区域候補の抽出）

■ 景観重要区域の対象となり得る箇所の抽出

○ 1,2 に該当し、かつ 3,4,5 のいずれか1つ以上に該当するもの

<自然景観 3 2 箇所>

関川村 : 飯豊連峰

弥彦村 : 弥彦山

加茂市 : 粟ヶ岳

魚沼市 : 中ノ岳、越後駒ヶ岳、魚野川、八海山、奥只見湖 など

南魚沼市 : 中ノ岳、八海山、越後駒ヶ岳、坂戸山、巻機山、飯土山

十日町市 : 清津峡、星峠の棚田、河岸段丘(信濃川) など

津南町 : 苗場山、河岸段丘(信濃川)、見玉(石落とし)、小松原湿原

妙高市 : 妙高山、火打山、いもり池

景観重要区域の検討（区域候補の抽出）

■ 景観重要区域の対象となり得る箇所の抽出

○ 1,2 に該当し、かつ 3,4,5 のいずれか1つ以上に該当するもの

<都市景観16箇所>

村上市 : 村上城跡（臥牛山）

関川村 : 渡辺邸

新発田市 : 新発田城

弥彦村 : 大鳥居

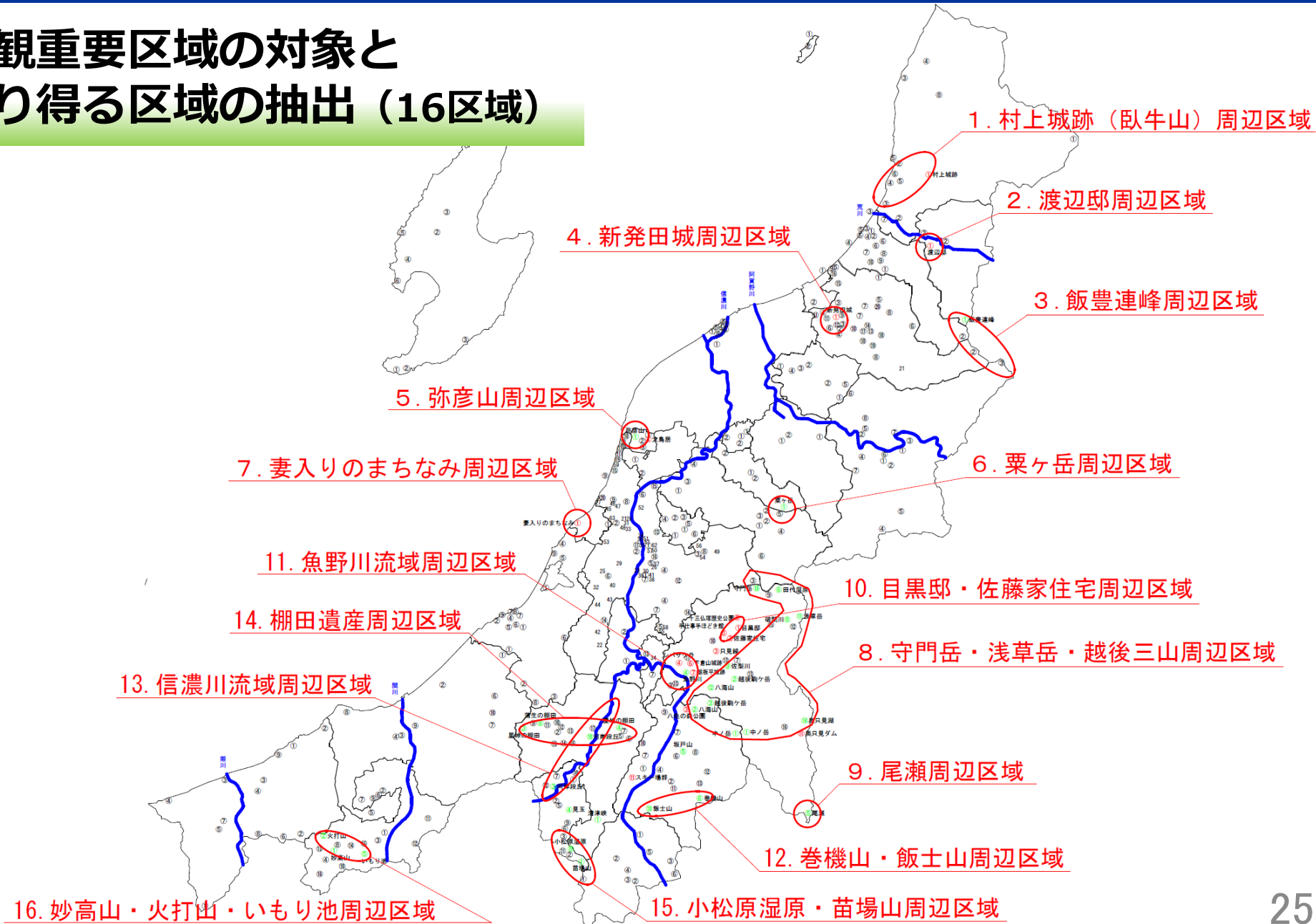
出雲崎町 : 妻入りのまちなみ

魚沼市 : 目黒邸、佐藤家、只見線、シバザクラ、奥只見ダム など

南魚沼市 : 奥レク公園（八色の森公園）、スキー場群

景観重要区域の検討（区域候補の抽出）

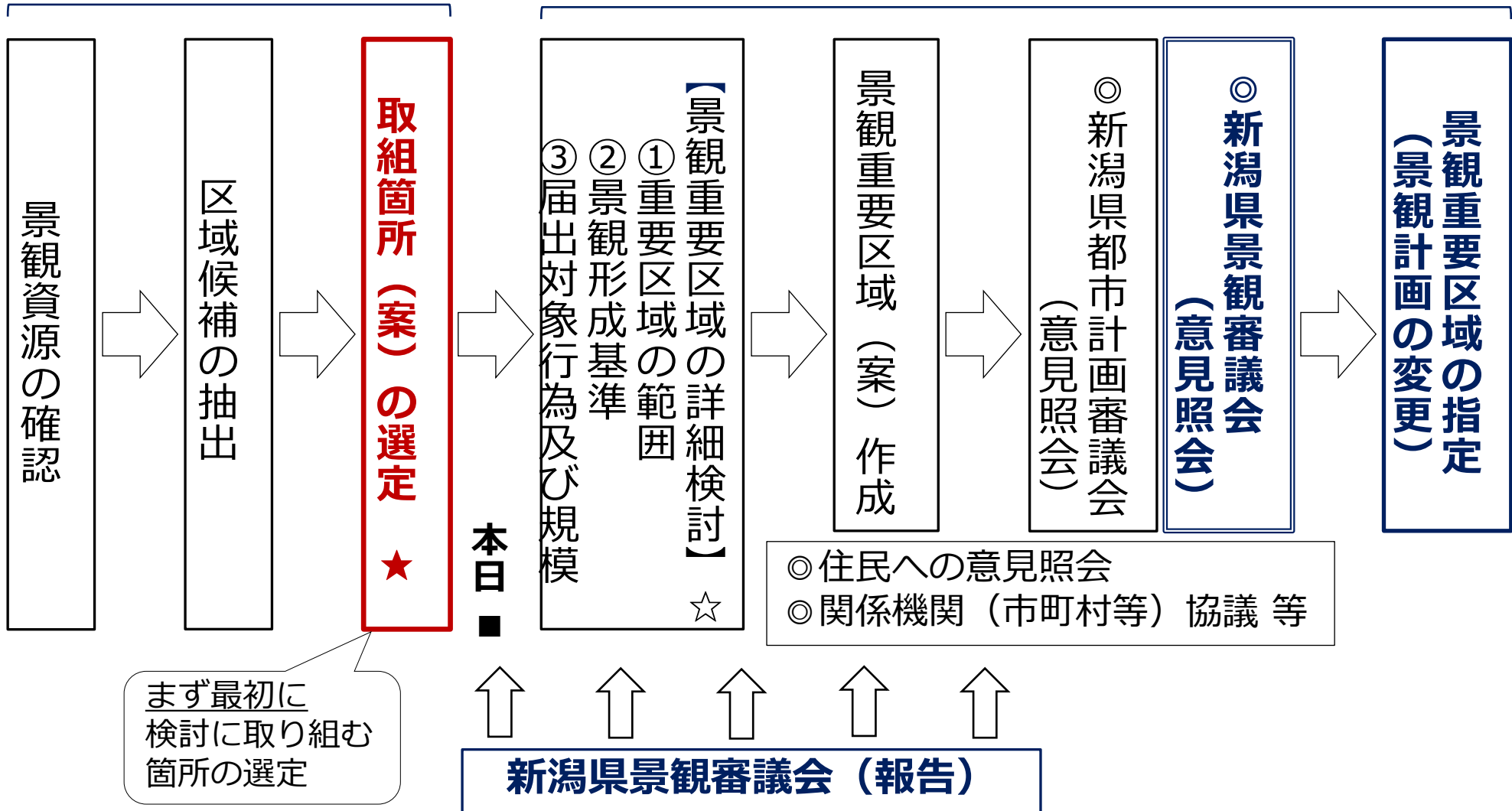
■ 景観重要区域の対象となり得る区域の抽出（16区域）



【景観重要区域】 指定までのステップ

令和7年度

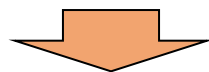
令和8年度以降



景観重要区域の検討（取組箇所(案)の選定）

■ 取組箇所の選定（先述16区域が対象）

1. 新潟県を代表する景観資源を有する
2. 広域的な景観（2以上の市町村にまたがる一体的な景観）
3. 特徴的な造形を持っている



○信濃川流域（上流）周辺区域

- 1' 新潟県を代表する景観資源 ⇒ 信濃川（日本一の長さを誇る）
- 2' 広域的な景観（2以上の市町村） ⇒ 十日町市、津南町
- 3' 特徴的な造形 ⇒ 苗場山麓ジオパーク（日本有数の河岸段丘）

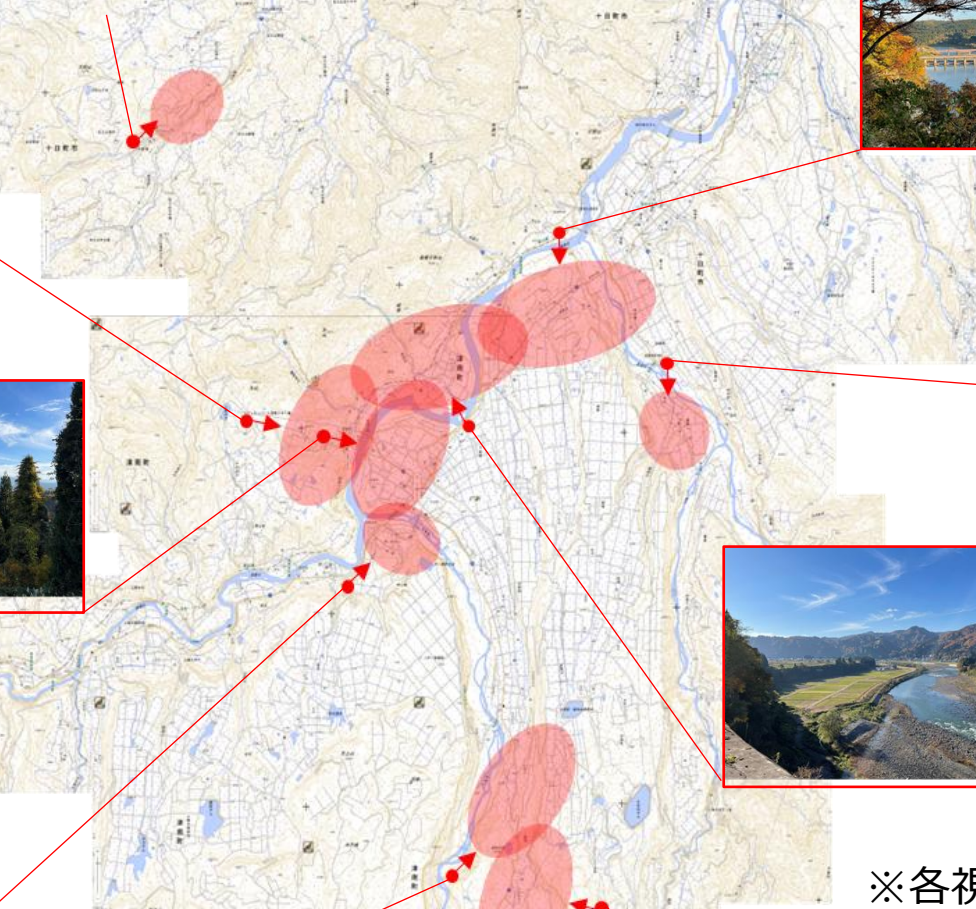
景観重要区域の検討（取組箇所(案)の選定）

○信濃川流域（上流）周辺区域

空の展望台



松之山温泉郷



国道353号からの眺望



川の展望台

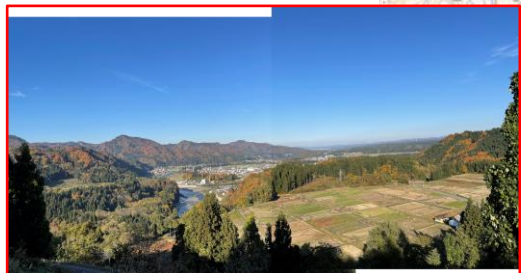


桔梗原うるおい公園



信濃川の展望地

信濃川展望駐車場



※各視点場から見える
おおよその範囲を赤着色

石落見玉公園中津川溪谷展望台

谷の展望台

景観重要区域の検討（取組箇所(案)の選定）

○信濃川流域（上流）周辺区域について

関係市町との意見交換

【話題に出てきたもの】

- ・ 当該区域において景観上、危惧する行為
 - 色合いが奇抜な建築物等の建設
 - 視点場からの眺望の支障となる位置の太陽光パネル群
 - 大規模な伐採（森林の連続性を損なうもの）
- ・ 景観重要区域により上記行為に対し、一定の抑制効果
- ・ 指定範囲、届出対象規模、景観形成基準はどうするか

○信濃川流域（上流）周辺区域について

新潟県景観アドバイザーとの意見交換

○村木 薫 教授（新潟中央短期大学）， ○松井 大輔 准教授（新潟大学）

- ・ **信濃川は本県を代表する河川であるため「信濃川流域（上流）周辺区域」から優先的に検討するのは良い**
- ・ **景観重要区域の実績をつくることは大切**

- ・ 「歴史・文化的景観」を有する箇所も検討してはどうか
- ・ 広域景観の検討は重要だが、それにこだわる必要は無い
⇒ 「歴史・文化的景観」を次の検討候補地として準備

➤ **「信濃川流域（上流）周辺区域」を最初の取組箇所としたい**

景観重要区域の検討（景観形成基準等の方向性）

○信濃川流域（上流）周辺区域について

目指す将来像を思い描く

この区域の景観をどのようにしたいか

今後も関係市町等と
意見交換を行う予定

< 守るべきもの >

河岸段丘と田園風景及び集落が一体となった眺望景観

< 何から守るか >

- ・ 河岸段丘、田園風景に相応しくない 建築物、工作物
- ・ 視点場からの眺望の妨げ、支障となる 建築物、工作物
- ・ 自然景観の連続性を損なう 開発行為等

○信濃川流域（上流）周辺区域について

< どのような方法で守るか >

景観形成基準等の方向性

- ・ 河岸段丘、田園風景にそぐわない形態意匠・色彩を規制
- ・ 視点場からの眺望を妨げる位置や高さの 建築等を抑制
⇒ 景観重要区域の範囲設定、届出の対象規模を厳格化
- ・ 自然景観の連続性を損なう行為を抑制



現・景観計画の効果の検証



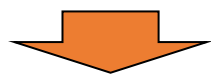
景観重要区域の範囲や
景観形成基準等の設定

令和8年度以降
景観重要区域の
詳細な検討

景観重要区域の検討（景観形成基準等の方向性）

○他自治体の事例

高台から海を見渡す景色 （眺望景観）を守りたい



- ・ 海とその眺望という景観資源
- ・ 眺望を妨げるような行為を防ぐ
- ・ 海が見える範囲を対象として建築物等の高さ制限を検討

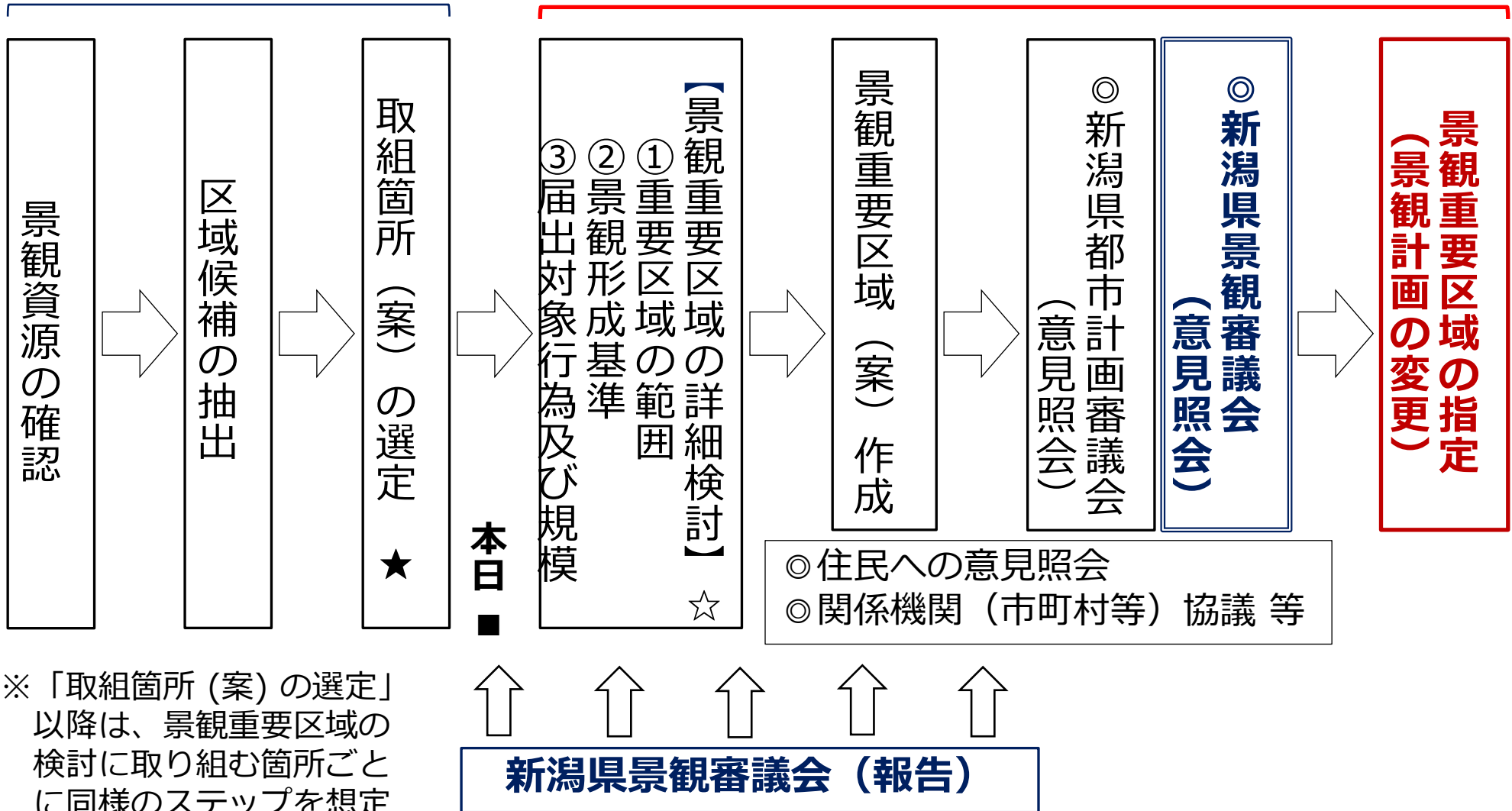


参考：M県S市

【景観重要区域】 指定までのステップ

令和7年度

令和8年度以降



※「取組箇所(案)の選定」以降は、景観重要区域の検討に取り組む箇所ごとに同様のステップを想定

本日まで意見をいただきたい項目

【景観分野】

景観重要区域の

- 指定までの進め方
- 検討に取り組む地域
- 景観形成基準等の方向性

【景観分野】

- 景観に関する取組
（景観計画の運用、意識啓発、情報発信）
- 課題：景観重要区域の検討

【屋外広告物分野】

- **屋外広告物に関する取組**
- 課題：デジタルサイネージに関する
ガイドラインの策定

屋外広告物に関する取組（令和7年度）

1 屋外広告物の適正化の取組

➤ 定期的な巡回による是正指導

定期的に巡回し、違反広告物の現況の把握に努める。

➤ 簡易広告物の除却

条例に違反している屋外広告物等が、はり紙、はり札等簡易な広告物等であるときは、除却措置が認められている。

屋外広告物適正化旬間（毎年9/1～9/10）

- 各地域振興局・市町村において違反広告物パトロール、簡易除却を実施
- ポスター掲示、ラジオ広報、県ホームページ上で旬間を周知
- 市町村の広報誌に屋外広告物制度の掲載を依頼



2 市町村への事務権限移譲

市町村に対し、市町村が事務を担うメリットを説明しながら、屋外広告物に係る許可事務等の権限移譲を推進

↓
メリット：許可審査や点検・指導における目の届きやすさ、申請者にとっての利便性等

- **独自の条例を制定（3市）**
 - 新潟市…すべて県条例の適用外
 - 新発田市、佐渡市…広告物の制限等について県条例の適用外
(屋外広告業に関する規定については県条例を適用)
- **県条例を適用し、広告物の許可事務等を市町村で実施**
(県から許可事務等の権限を移譲…7市町村)
長岡市、三条市、見附市、燕市、胎内市、湯沢町、刈羽村

3 屋外広告物の点検資格者の追加

高さ4m超の屋外広告物の点検資格者に、**屋外広告物点検技能講習の修了者**を追加することとし、新潟県屋外広告物条例施行規則を改正（令和7年4月1日施行）



高さ4m超の屋外広告物の点検資格者

- 屋外広告士
- ネオン工事士
- 一級建築士
- 知事認定者（営業所における責任者として20年以上の経験者）
- **屋外広告物点検技能講習の修了者** **追加**

（一社）日本屋外広告業団体連合会、（公社）日本サイン協会が
実施する点検に特化した講習

■ 屋外広告物の許可数

(↓ 権限移譲市町村分を含む)

年度	新規許可	変更許可	更新許可	計	許可手数料
R4	1,010	74	6,246	7,330	24,524 千円
R5	1,166	194	6,753	8,113	23,908 千円
R6	1,148	207	6,309	7,664	23,589 千円

(↓ 県許可分のみ)

年度	新規許可	変更許可	更新許可	計	許可手数料
R4	764	41	4,912	5,717	18,118 千円
R5	595	148	4,125	4,868	14,042 千円
R6	664	22	3,262	3,948	10,856 千円

■ 屋外広告業の登録業者数

新潟県知事 登録業者数 654者 (R8.2.3時点)

【景観分野】

- 景観に関する取組
（景観計画の運用、意識啓発、情報発信）
- 課題：景観重要区域の検討

【屋外広告物分野】

- 屋外広告物に関する取組
- 課題：デジタルサイネージに関する
ガイドラインの策定

目次

- 検討に至った経緯
- 現在の対応状況
- 現状
- 課題
- 他自治体の規制状況
- 検討に当たってのポイント
- 検討の方向性（案）

デジタルサイネージに関するガイドラインの策定

(第6回 新潟県景観審議会(令和7年1月29日開催)からの継続)

■ガイドライン策定を検討するに至った経緯

- デジタルサイネージ（電子表示媒体を活用した情報発信システムの総称）など新しい広告の形態が増えつつある。
- こうした広告物は街の賑わいにつながる一方、景観や道路交通を阻害する懸念もあり、主要都市を中心にガイドライン等を定める自治体がみられるようになってきた。



第6回景観審議会（R7.1）での委員からのご意見

「電光式で輝度が高く、面積が大きいものは目立つ」

「建てられる前にガイドライン等である程度基準を示すべきではないか」



■現在のデジタルサイネージへの対応状況

- 既存の基準により一般的な広告物と同様に規制
（面積・高さ・設置位置等が許可基準内であるか確認）
 - 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げるものは設置不可
（疑義が生じる場合は、管内の警察署に相談を依頼）
- ⇒以上により一定の制約をかけることはできているが、県としてデジタルサイネージに限らず光源を有する広告物について、より具体的な指針の策定に向けて検討

■現状：県内での光源を有する広告物の許可実績（参考）

	電光掲示板・LEDビジョン デジタルサイネージ LED等で文字や簡単な絵を表示するもの、LEDや液晶パネルをネットワークで接続して、動く映像や静止画、音声を組み合わせて表示する仕組みのもの全般	その他 コンビニのサインポール等の内照式照明、広告塔や看板上部に設置されている外照式照明等
	 	
許可実数	41	588
うちR6年度 新規許可実数	8	62
うちR7年度 新規許可実数	2	21

〔令和7年7月現在、県地域振興局における許可実数〕

■課題

▶光害


- 発光・光の点滅を伴う屋外広告物による住環境・自然環境への影響
- 交差点付近に設置された発光・光の点滅を伴う屋外広告物による、運転手や歩行者の視認性の低下
- 設置者が表示を自由に变化させられるため、夜間のみ特に照度を上げて目立たせる等の対応をされていても、許可権者で気づくことが難しい

▶騒音

- 音が発生する屋外広告物による住環境・自然環境への影響

▶表示内容

- 青少年保護上有害なもの、反社会的なもの、法規に抵触する恐れのあるもの等を表示させることによる不快感・不安感の誘発
- 申請時に想定していない内容が表示される可能性

 **光害の防止や騒音等に関する一定の規制(配慮事項の規定)が必要**

■新潟市におけるデジタルサイネージの規制状況

▶規制方法

- 新潟市景観計画
- 平成27年12月28日新潟市告示第759号
- 令和2年10月5日新潟市告示第626号

▶規制内容

新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域「旧齋藤家別邸周辺地区」及び「旧小澤家住宅周辺地区」では、デジタルサイネージ及び光源が点滅する電光掲示板等は設置禁止。

※R8後半を目途に「古町花街地区」を景観計画特別区域に指定予定

→当該区域内でも、デジタルサイネージ等の設置を禁止する予定

■他都道府県におけるデジタルサイネージの規制状況（愛知県調べ）

▶規制方法

- 条例・施行規則で規制 5県（山形、群馬、三重、滋賀、佐賀）
- ガイドライン等で配慮事項を規定 3県（埼玉、神奈川、鳥取）
- ガイドラインを今後策定予定 2都県（東京、島根）

▶規制内容

- 設置規制地域
 - 地域では設置不可、○○地域では0㎡以内 など
- 表示面積、大きさ、高さ など
- 光の明るさ、色彩に関する規制（又は配慮事項）
 - 歩行者等の目線の高さに光源がある場合、輝度を抑制すること など
- 音声に関する規制（又は配慮事項）
 - 音声を出す場合は、音量や時間帯に十分配慮すること など
- 表示内容に関する規制（又は配慮事項）
 - 青少年保護上有害なもの等は表示しないよう配慮すること など

■ 検討に当たってのポイント

▶ 規制方法

「条例・施行規則」により厳格に規制する方法と「ガイドライン」により配慮を求める方法が考えられる。

	条例・施行規則	ガイドライン
位置づけ	決まり・ルール	条例運用上の目安・指針
規制内容 (例)	広告物の設置（規制）地域、広告物の大きさ（高さ・面積）、道路からの距離 等	広告物の輝度、色彩、点滅、音声（音量）、表示内容 等
柔軟性	低い	高い（状況に応じて、すぐに基準の追加・変更可能）
拘束力	強い	弱い（主として推奨・配慮事項を規定）

■検討に当たってのポイント

▶規制対象

デジタルサイネージ以外の光源を有する広告物をどこまで規制対象とするか
(例：電光掲示板、LEDビジョン、イルミネーション、
プロジェクションマッピング、内照式・外照式照明 等)

▶規制内容

- 設置可能（規制）地域
- 大きさ、高さ
- 道路からの距離
- 光、明るさ、色彩
- 音声
- 表示内容 等

一般的な広告物に関する設置基準は規定済み
デジタルサイネージに特化した基準を設けるか？

現状規定なし
新たに規定を設けるか？

■検討の方向性（案）

▶規制方法

- 条例・施行規則で設置を強く抑制するよりも、まずはガイドラインを策定し、基本・基準を示すことで効果を確認していく
- ガイドラインの位置付け：新潟県屋外広告物条例第2条、第5条第4号及び第5号の規定を具体化・明確化するもの

新潟県屋外広告物条例

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第5条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚れ、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

▶規制対象

- ガイドラインの対象は、景観や道路交通に大きな影響を及ぼす可能性がある広告物とし、LED等で文字や絵を表示するものに限る

⇒対象：デジタルサイネージ、LEDビジョン、電光掲示板等

(プロジェクションマッピングや外照式、内照式照明は含まない)

▶規制内容

- ガイドラインで規定する項目は以下のとおりとし、「デジタルサイネージ等を設置する際に配慮すべき基本事項」として示す

- 設置可能（規制）地域
- 大きさ、高さ
- 道路からの距離
- 光、明るさ、色彩
- 音声
- 表示内容 等

現行の条例・施行規則による
(「屋外広告物のしおり」参照)

ガイドラインで規定



禁止地域とは？

禁止地域とは、次のような地域又は場所のことをいい、そこでは原則として広告物を表示し、又は設置することができません。(条例第7条)

ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば表示し、又は設置することができます。(→P6参照)

- 都市計画区域の中に定められた用途地域のうち、第一種・第二種低層住居専用地域
- 景観地区、風致地区
- 高速道路、新幹線から両側300m以内の区域(用途地域を除く。)(→P5図参照)
- 旧弥彦山有料道路、旧奥只見有料道路、旧越後七浦有料道路から両側100m以内の区域(用途地域を除く。)

許可地域(許可が必要な地域)とは？

許可地域とは、禁止地域以外で次のような地域又は場所のことをいい、そこでは広告物を表示し、又は設置するには、原則として許可が必要です。(条例第8条)

ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば許可なく表示し、又は設置することができます。(→P6参照)

- 都市計画法の規定により指定された都市計画区域(→P5図参照)
- 一般国道及び県道のうち主要地方道、鉄道又は軌道の境界線から両側100m以内の区域(→P5図参照)
- 高速道路、新幹線の境界線から両側300mを超え500m以内の区域(→P5図参照)
- 風致保安林、文化財指定建物及びその敷地
- 自然環境保全地域、緑地環境保全地域
- 国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域

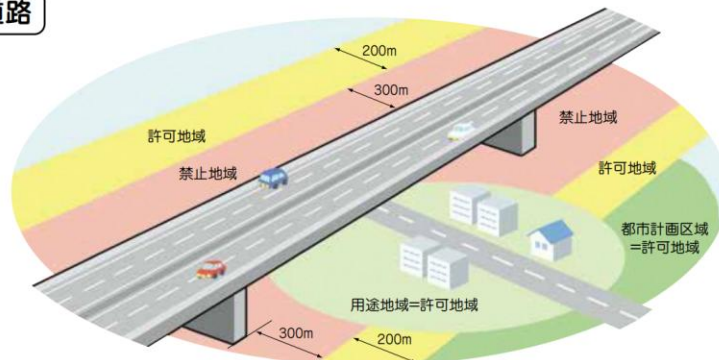
禁止地域や許可地域に該当しない地域は？

禁止地域や許可地域に該当しない地域は、広告物の許可は必要ありませんが、表示又は設置に当たっては、良好な景観の形成、風致の維持並びに公衆の危害防止に努めなければなりません。

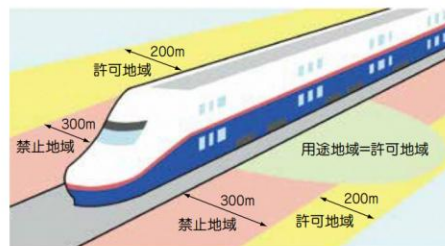
また、禁止地域や許可地域に該当しない地域であっても、禁止広告物を表示し、又は設置したり、禁止物件に広告物を表示し、又は設置することはできませんので、ご注意ください。(→P3参照)

※禁止地域及び許可地域を図に示すと、次のようになります。

高速道路



新幹線

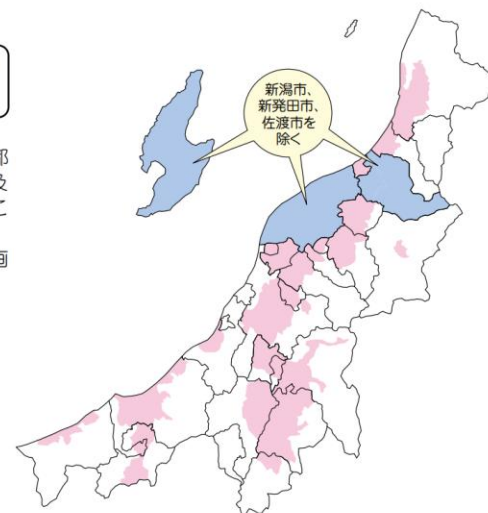


一般国道・主要地方道・鉄道沿線



都市計画区域(許可地域)のエリア(イメージ図)

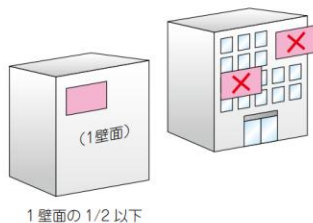
※ 都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のことで、知事が指定します。
なお、用途地域は、都市計画区域の中に定められます。



許可地域内における許可基準

広告物は、その種類によって、許可の基準が定められています。(条例第14条)

壁面広告



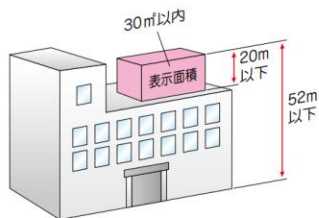
【表示面積】

1壁面当たり当該壁面(窓及び開口部を含む)の面積の2分の1以下

【その他】

- (1) 壁面の端から突き出さないもの
- (2) 窓又は開口部をふさがないもの
- (3) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

屋上広告



【広告物等の高さ】

20m以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下

【広告物等の上端までの高さ】

地上から52m以下

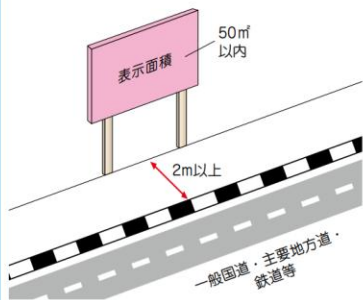
【表示面積】

30㎡以内(鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はこれらに類する強度をもつ建物を利用する場合を除く)

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

野立広告板、野立広告塔①(自家用広告物)



【表示面積】

50㎡以内

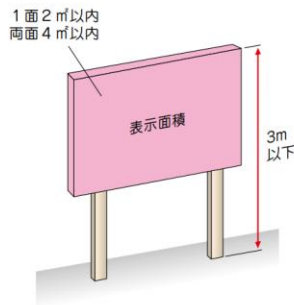
【位置】

一般国道・主要地方道・鉄道等の敷地から2m以上 ※用途地域、家屋連たん区域を除く

【その他】

- (1) 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないもの
- (2) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

野立広告板、野立広告塔②(案内看板)



【個数】

営業所等につき2個以内

ただし、案内しようとする場所から営業所等までの間に3箇所以上の交差点があり、かつ、2個ではその営業所等を案内することが困難である場合は、4個以内

【表示面積】

1面2㎡以内で、合計4㎡以内

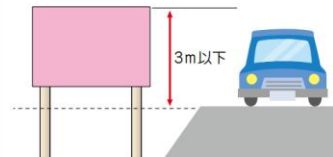
ただし複数の事業者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、次の基準に適合するもの

- ① 1事業者当たり1面2㎡以内、合計4㎡以内
- ② 1面10㎡以内、合計20㎡以内

【広告物等の上端までの高さ】

3m以下

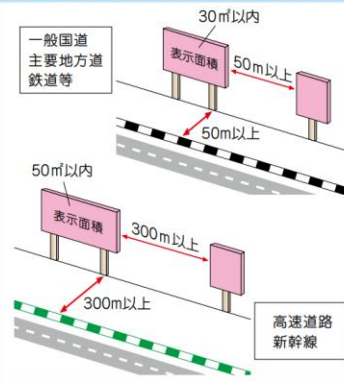
ただし、広告物等の設置面が道路面よりも低い場合は、当該道路面を基準として3m以下



【その他】

- (1) 案内等のために必要な文言又は図表に限り表示するもの
- (2) 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないもの
- (3) 道路路上に突き出さないもの
- (4) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

野立広告板、野立広告塔③(その他)



【表示面積】

30㎡以内(高速道路及び新幹線沿線の場合50㎡以内)

【位置】

一般国道・主要地方道、鉄道等の敷地から50m以上 ※用途地域、家屋連たん区域を除く

【相互間の距離】

50m以上(高速道路及び新幹線沿線の場合300m以上) ※用途地域、家屋連たん区域を除く

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

■ガイドライン策定までの工程（案）

R7

実態把握・情報収集

新潟県景観審議会（検討状況の報告）

R8～

ガイドライン素案の作成

関係課・市町村等意見照会

関係団体等意見照会




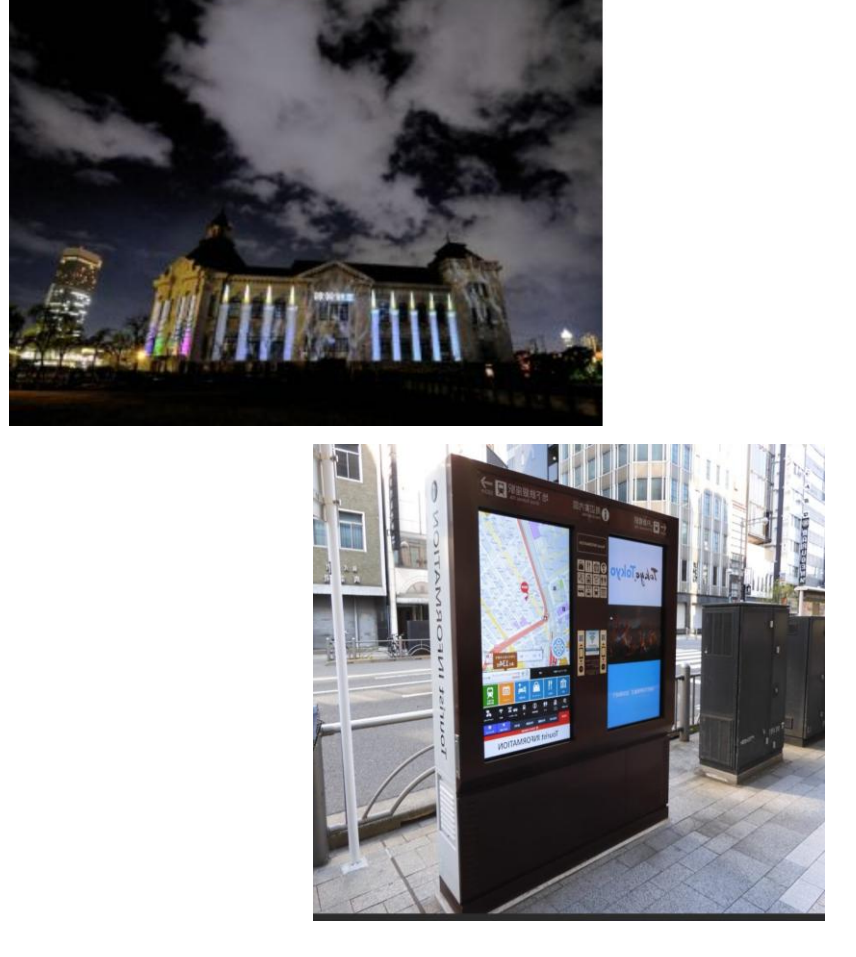

ガイドライン案の作成

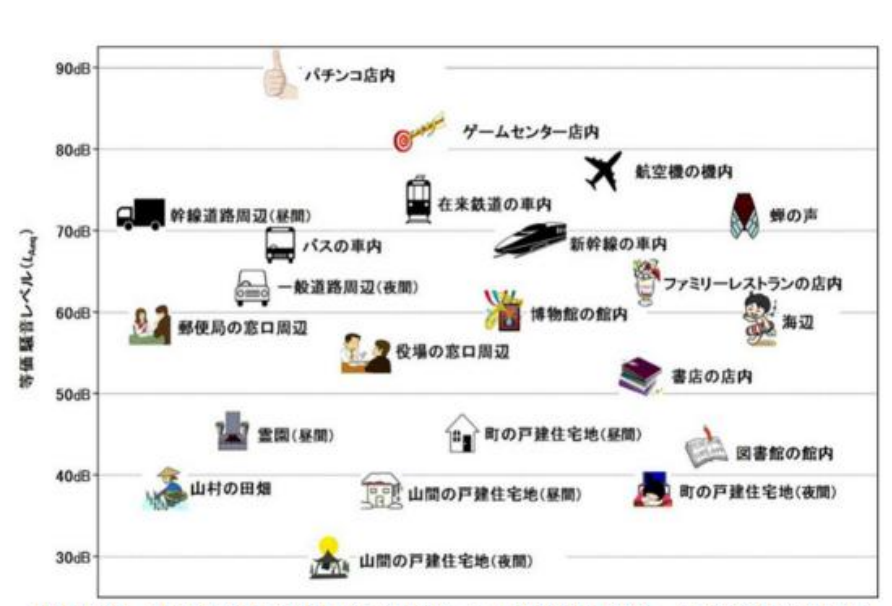
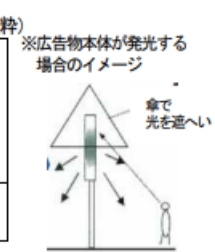
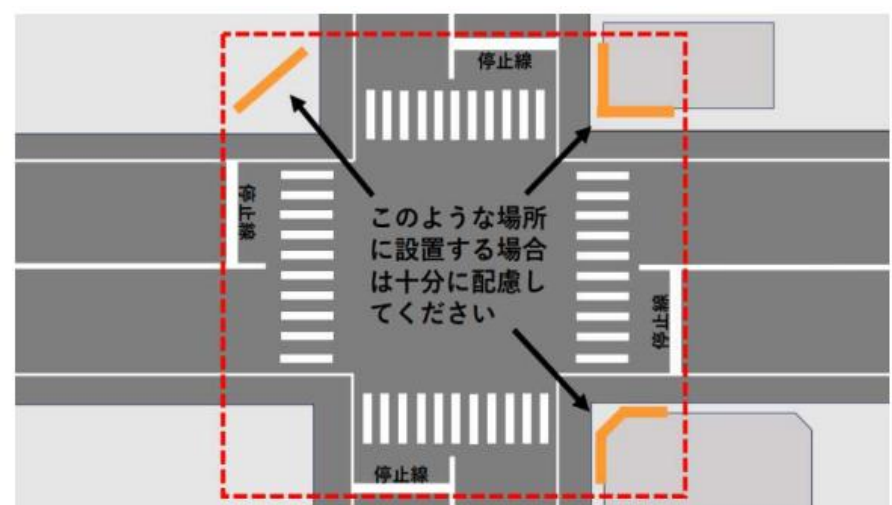
新潟県景観審議会（意見照会）

パブリックコメント実施

新潟県景観審議会（意見照会）

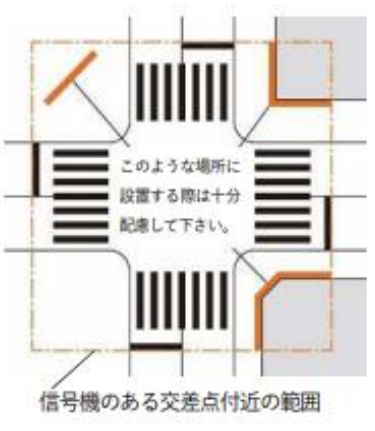
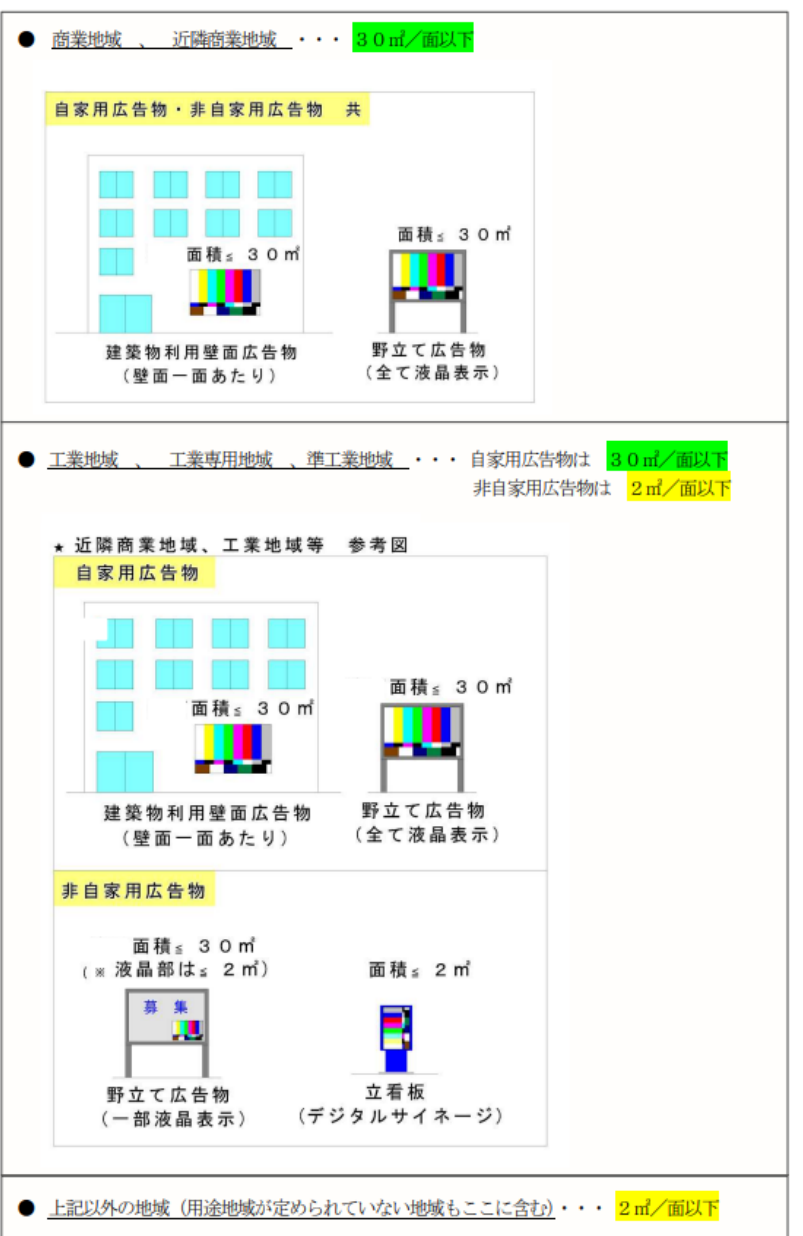

ガイドラインの策定

	埼玉県屋外広告物条例 電光式屋外広告物設置ガイドライン	神奈川県投影広告物等ガイドライン	鳥取県屋外広告物の手引き																															
ガイドラインの位置づけ・目的	埼玉県屋外広告物条例第3条（広告物のあり方）、第9条（禁止広告物）の規定に基づき、電光式屋外広告物を設置する際に配慮すべき基本事項を示すもの。	神奈川県屋外広告物条例施行規則で定める許可基準を補完するものとして示すもの。	デジタルサイネージの設置において周辺環境に配慮してもらうため、推奨事項等を示すもの。																															
規制対象物	<p>光源（照明装置）を有する屋外広告物のすべて（＝電光式屋外広告物）。ただし、公共広告物（交通安全、防犯、災害対策等）は除く。</p> <p>■映像表示装置（デジタルサイネージ、液晶パネル、LED多色表示パネル等）の例</p>  <p>■LED屋外広告物の例 LED（点、ユニット）の発光、点滅等により画像や文字を表示する広告物</p>  <p>■内照式、外照式その他屋外広告物の例 何らかの照明装置を用いた屋外広告物</p> 	<p>プロジェクションマッピングなど建築物等に光で投影する方法により表示される広告物（＝投影広告物）及びディスプレイなど電子的な表示機器を用いた広告物（＝電光表示装置）</p> 	屋外ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた屋外広告物（デジタルサイネージ）																															
光源に関する基準	<p>● 輝度（照度）、光源の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明色にかかわらず下表の数値目標を遵守すること。 →特に赤色LEDは輝度が高くなるにつれて不快感が高くなるとの実証実験結果がある。 <table border="1" data-bbox="336 1053 735 1142"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>OIE環境区域</th> <th>光害対策が「1」付</th> <th>広告物輝度（最大許容値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居系地域</td> <td>E 3（郊外）</td> <td>照環境Ⅱ</td> <td>800cd/m²</td> </tr> <tr> <td>商工業系地域</td> <td>E 4（都市）</td> <td>照環境Ⅲ</td> <td>1000cd/m²</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>E 2（地方）</td> <td>照環境Ⅰ</td> <td>400cd/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>（この表の用語説明） ・地域区分：都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域区分。 住居系＝低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、準住居地域 商工業系＝近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 ・OIE環境区域：地域区分と、国環境委員会（OIE）が策定した「屋外照明設備による障害光規制ガイド（OIE150-2003）」で定める環境区域との対応関係を示す。 なお、E 2区域においては、「周期変動あるいは点滅的な性質の照明を伴う看板の使用は認めない。」とされている。 ・光害対策が「1」付：環境省発行の「光害対策ガイドライン（平成18年12月改訂版）」に示された広告物照明における環境区域区分。 ・cd/m²：輝度の単位。ここでは光源や反射面の単位面積あたりの平均輝度の最大許容値を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明に関する苦情などがあつた場合には、輝度や照度を落とすなどの対応が可能な照明装置を使用すること。 →輝度を調節する装置を設置の際に組み込んでおくこと。 光源の露出を避け防眩カバー等を設置すること。 外照式照明においては必要最低限の照射範囲とし、周囲への漏れ光を抑えること。 →近隣住宅や農作物への影響を避けるため、照射角の設定や遮光カバーの取り付けを検討すること。 	地域区分	OIE環境区域	光害対策が「1」付	広告物輝度（最大許容値）	住居系地域	E 3（郊外）	照環境Ⅱ	800cd/m ²	商工業系地域	E 4（都市）	照環境Ⅲ	1000cd/m ²	上記以外の地域	E 2（地方）	照環境Ⅰ	400cd/m ²	<p>● 明るさ・色彩の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 投影広告は、プロジェクターの光源が周辺環境に影響を及ぼさないよう、プロジェクターの設置位置には十分配慮すること。 電光表示装置は、周囲の景観に調和した明るさ（輝度）とし、反射・映り込み防止フィルムの使用等により画面を見やすくするとともに、明るさを抑える工夫を行うこと。 特に、投影広告物等を信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を使用しないこと。 <p>● 過度な光点滅等による安全性への影響の防止</p> <p>(7) 「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」（日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟）を踏まえ、次の事項を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。 (a) 「鮮やかな赤色」の点滅は、特に慎重に扱うこと。 (b) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。 (c) (a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。 コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることを避けること。 <p>(イ) サプリミナル的（潜在意識に働きかける）表現手法は避けること。 (ロ) 使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮すること。 (ハ) スクリーンとなる壁面等に投影する際は、その壁面等から光がはみ出さないこと。</p>	<p>● 明るさ</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省の「光害ガイドライン」を参考に、設置地域の環境及び景観に配慮して輝度を調整し、特に夜間におけるまぶしさの低減や影響の低減に努めること。 <p>夜間における広告物発光面の平均輝度の最大許容値（光害対策ガイドライン（環境省））</p> <table border="1" data-bbox="1417 1053 1921 1291"> <thead> <tr> <th>光環境類型</th> <th>対象地域イメージ</th> <th>最大許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E1</td> <td>自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が低く、本質的に暗く保つべき地域。</td> <td>50 cd/m² ※cd：カンデラ</td> </tr> <tr> <td>E2</td> <td>村落部や郊外の住宅地等で、道路照明灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域。</td> <td>400 cd/m²</td> </tr> <tr> <td>E3</td> <td>都市部住宅地等で、道路照明灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域（工業地域）など</td> <td>800 cd/m²</td> </tr> <tr> <td>E4</td> <td>大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域</td> <td>1,000 cd/m²</td> </tr> </tbody> </table>  <p>各光環境タイプのイメージ（出典：光害対策ガイドライン（環境省））</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県星空保全条例による星空保全地域においては、各地域における星空保全照明基準を参照し、遵守すること。 周辺環境や居住者、生活者等へ与える影響を考慮し、デジタルサイネージは、設置後も輝度を調整できる仕様にすることが望ましい。 <p>● 点滅・動き</p> <ul style="list-style-type: none"> 画面の切り替えは可能な限り緩やかなものとし、激しい点滅や動きは避けるよう配慮すること。 （参考）アニメーション等の映像手法に関するガイドラインにおける注意事項（日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟） 映像や光の点滅は、1秒間に3回以内 コントラストの強い画面の反転は1秒間に3回以内 <p>● 広告物に照明、ネオンその他人工の光源を用いる場合には、これらを移動させ、点滅させ、又は回転させないこと（条例で規定）</p>	光環境類型	対象地域イメージ	最大許容値	E1	自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が低く、本質的に暗く保つべき地域。	50 cd/m ² ※cd：カンデラ	E2	村落部や郊外の住宅地等で、道路照明灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域。	400 cd/m ²	E3	都市部住宅地等で、道路照明灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域（工業地域）など	800 cd/m ²	E4	大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域	1,000 cd/m ²
地域区分	OIE環境区域	光害対策が「1」付	広告物輝度（最大許容値）																															
住居系地域	E 3（郊外）	照環境Ⅱ	800cd/m ²																															
商工業系地域	E 4（都市）	照環境Ⅲ	1000cd/m ²																															
上記以外の地域	E 2（地方）	照環境Ⅰ	400cd/m ²																															
光環境類型	対象地域イメージ	最大許容値																																
E1	自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が低く、本質的に暗く保つべき地域。	50 cd/m ² ※cd：カンデラ																																
E2	村落部や郊外の住宅地等で、道路照明灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域。	400 cd/m ²																																
E3	都市部住宅地等で、道路照明灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域（工業地域）など	800 cd/m ²																																
E4	大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域	1,000 cd/m ²																																

埼玉県屋外広告物条例 電光式屋外広告物設置ガイドライン	神奈川県投影広告物等ガイドライン	鳥取県屋外広告物の手引き										
<p>音声に関する基準</p> <p>—</p>	<p>● 音声に関する配慮</p> <p>電光表示装置は、原則として音声は出さないこと。 また、音声を出す場合には、周辺環境の悪化等を考慮し、音量や時間帯に十分配慮すること。</p>	<p>● 音</p> <p>住宅が立ち並ぶ地域（住居系の地域など）では、原則として音は発生させないこと。 音を発生させる場合においても、65dB（デシベル）を超えない程度の大きさとするなど、周辺環境に十分配慮すること。</p> <p>※1 鳥取県公害防止条例における拡声器騒音の規制基準における商業系地域の基準・環境基本法上の環境基準における幹線交通を担う道路に近接する空間の基準：70dB ※2 60dBは「普通の声」、70dBは「大きな声」と言われており、65dBはその間になる。</p> 										
<p>表示内容に関する基準</p> <p>—</p>	<p>● 表示内容に関する配慮</p> <p>屋外に掲出される投影広告物等は、青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、迷惑行為を助長する可能性があるもの、その他公序良俗に反するおそれがあるものは表示しないよう、十分配慮すること。</p>	<p>—</p>										
<p>色彩に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 許可地域等の許可基準（条例施行規則で規定） ● 同系統の中間色を使用することにより、色調を整えてあること。 ● 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。 ● （用途地域が定められていない区域）使用されている色のうち面積が最大のものの彩度が6を超えないこと。ただし、自家広告については、この限りでない。 	<p>● 明るさ・色彩の配慮（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特に、投影広告物等を信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を使用しないこと。 	<p>● 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地色に明度の高い「白色」を用いると輝度が上がり、まぶしく感じるとともに見え難くなることがあるため、地色は「オフホワイト」や「アイボリー」とする等の配慮をすること。 ● 赤や青、黄色などの彩度の高い色の使用は最小限とし、周辺環境に配慮すること。 ● 1面の表示面積の2分の1を超えて、規則で定める彩度以上の色を使用しないこと（条例で規定、彩度8） 										
<p>生活環境、自然環境への配慮に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住居専用住宅地域 <ul style="list-style-type: none"> ● 照明光が住居内に差し込まないよう、適切な光源選定を行うとともに、必要に応じて遮光板やルーバーの設置を検討すること。 ● 深夜時間帯（概ね夜10時以降）は消灯すること。 ● 光源の露出及び点滅を避けること。 ● 光源色やカバーの着色に赤色系を使用しないこと。 ● サーチライトやレーザー光を使用しないこと。 ● 自然地域、田園地域 <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺環境との調和に配慮し、輝度（照度）を抑えること。 ● 動植物の生育や生態系に影響があることを認識し、遮光板の設置等適切な対策を講ずること。（周辺の耕作作物や家畜への影響、野生動物生息地への影響など） ● 点灯時間を配慮すること。（タイマー装置等を用いて深夜の点灯を避けること） ● 光源の露出及び点滅を避けること。 ● 光源色（カバー、レンズを含む）に赤色系を使用しないこと。 ● サーチライトやレーザー光を使用しないこと。 	<p>● 住環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住環境への配慮が求められる地域では、周辺環境に応じて適切な表示時間を設定すること。原則として午後10時から午前6時までは表示を避けること。また、周囲の建物への光の反射には十分留意すること。 <p>● 自然環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人工光は動植物に様々な形で影響を及ぼす可能性があることから、投影広告物等の設置に当たっては、輝度や光の方向、表示時間帯等に配慮すること。 	<p>● 明るさ（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鳥取県星空保全条例による星空保全地域においては、各地域における星空保全照明基準を参照し、遵守すること。 <table border="1" data-bbox="1407 1305 1932 1513"> <thead> <tr> <th colspan="2">星空保全地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">鳥取市佐治町、若桜町、八頭町、倉吉市関金町、日南町、日野町、江府町</td> </tr> </tbody> </table> <p>広告物照明器具に関する星空保全照明基準（デジタルサイネージに關する部分の注特）</p> <table border="1" data-bbox="1407 1365 1806 1513"> <thead> <tr> <th>広告物照明器具</th> <th>照射の方向</th> <th>輝度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</td> <td>広告物の表面の輝度は、400cd/平方メートル以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>  <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺環境や居住者、生活者等へ与える影響を考慮し、デジタルサイネージは、設置後も輝度を調整できる使用にすることが望ましい。 	星空保全地域		鳥取市佐治町、若桜町、八頭町、倉吉市関金町、日南町、日野町、江府町		広告物照明器具	照射の方向	輝度		広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	広告物の表面の輝度は、400cd/平方メートル以下とする。
星空保全地域												
鳥取市佐治町、若桜町、八頭町、倉吉市関金町、日南町、日野町、江府町												
広告物照明器具	照射の方向	輝度										
	広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	広告物の表面の輝度は、400cd/平方メートル以下とする。										
<p>道路交通への配慮に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交差点周辺、道路沿道 <ul style="list-style-type: none"> ● 信号機の背後や周辺では信号灯火の輝度を上回らないこと。 →特に夜間においては、運転者の視野内に信号機と同等の輝度もしくはそれ以上に高輝度の物体が含まれると信号機自体の視認性が低下します。 ● 信号機の近傍背景では信号灯火色と類似する照明色を使用しないこと。 →信号灯火色と類似する色があると運転者が誤認する恐れがある。 ● 設置前に、すべての通行方向から運転者の視線レベルで信号機の視認性に支障がないことを確認すること。 →特に複数車線、右折車線のある交差点では、走行車線あるいは停車位置により運転者の視野内に信号機と広告物が入ることがある。 ● 道路沿道においては、安全運転への支障とならないよう、文字数や文字の表示時間等に配慮すること。 →運転者が広告物の内容に注視することで前方不注意等を招く恐れがある。特に横方向に文字が流れるように表示する場合は文字数をできるだけ少なくするよう留意すること。 ● 歩道沿いの目線の高さ付近に設置する場合、光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えること。特に眩しさを感じやすい高齢者に配慮すること。 ● 道路面や第三者が所有、管理する工作物等に、プロジェクター等を用いて広告を照射表示しないこと。 	<p>● 道路交通への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画している投影広告物等が道路交通法及び神奈川県道路交通法施行細則をはじめとした関係法令に抵触するか否かについて疑義が生じる場合は、所轄警察署に相談すること。 	<p>● 道路交通上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デジタルサイネージによって、自動車を運転される方の不注意を招いたり、信号等を誤認する恐れがあるなど、信号機付きの交差点付近への設置は重大事故につながる可能性があるため、特に下図の範囲に設置する場合は十分に配慮すること。  <ul style="list-style-type: none"> ● 交差点付近にデジタルサイネージを計画する場合は、事前に設置場所を管轄する警察署に相談すること等により、道路交通安全の確保に努めること。 										

	埼玉県屋外広告物条例 電光式屋外広告物設置ガイドライン	神奈川県投影広告物等ガイドライン	鳥取県屋外広告物の手引き
エリア別基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 住居専用住宅地域（再掲） ・照明光が住居内に差し込まないよう、適切な光源選定を行うとともに、必要に応じて遮光板やルーバーの設置を検討すること。 ・深夜時間帯（概ね夜10時以降）は消灯すること。 ・光源の露出及び点滅を避けること。 ・光源色やカバーの着色に赤色系を使用しないこと。 ・サーチライトやレーザー光を使用しないこと。 ● 自然地域、田園地域（再掲） ・周辺環境との調和に配慮し、輝度（照度）を抑えること。 ・動植物の生育や生態系に影響があることを認識し、遮光板の設置等適切な対策を講ずること。（周辺の耕作作物や家畜への影響、野生動物生息地への影響など） ・点灯時間を配慮すること。（タイマー装置等を用いて深夜の点灯を避けること） ・光源の露出及び点滅を避けること。 ・光源色（カバー、レンズを含む）に赤色系を使用しないこと。 ・サーチライトやレーザー光を使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ネオン照明、点滅照明及び動光（電球等を利用し、一つの電球等を時間的にずらして点滅させるもの）は自然系許可地域及び住居系許可地域にあっては設置できない」（条例施行規則で規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 明るさ（再掲） ・環境省の「光害ガイドライン」を参考に、設置地域の環境及び景観に配慮して輝度を調整し、特に夜間におけるまぶしさの低減や影響の低減に努めること。 ・鳥取県星空保全条例による星空保全地域においては、各地域における星空保全照明基準を参照し、遵守すること。 ● 音（再掲） ・住宅が立ち並ぶ地域（住居系の地域など）では、原則として音は発生させないこと。

	さいたま市デジタルサイネージガイドライン	横須賀市投影広告物ガイドライン	鳥取市発光可変表示式広告物の手引き
ガイドラインの位置づけ・目的	デジタルサイネージの「光」「動き」「音」等の景観誘導を行う手引きとして策定。本ガイドラインのルールに基づき景観誘導を行うことで、魅力ある良好なさいたま市の都市景観の形成を目指す。	実施者に対して、許可基準を補完するためガイドラインを示す。	地域の発展と、良好な景観形成・良好な住環境の保全を両立するため、新たなルールとして、発光可変表示式広告物に対する配慮・抑制事項を手引きに定め運用することで、秩序あるまちの景観形成を目指す。
規制対象物	デジタルサイネージ（ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称） 電光掲示板も含む。 なお、交通安全、防犯、災害対策等の安全性・緊急性等のため、強い光や大きい音が必要な公共広告物等は除く。	建築物等に光で投影する方法により表示される広告物（投影広告物（プロジェクションマッピング等））	デジタルサイネージや電光掲示板などの屋外ビジョン、プロジェクションマッピングなどの自らを発光または照射して表示する広告物（発光可変表示式広告物）
光源に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 光のルール <ul style="list-style-type: none"> ・明るさ（輝度）を抑える。 ・反射・映り込み防止フィルム等を活用する。 ● 動きのルール <ul style="list-style-type: none"> ・光を過度に点滅させたり、激しく動かししたりしないこと。 ・画面は落ち着いて見られるように、ゆっくりと切り替えること。また、動画はできるだけ静止画に近い、ゆっくりとした表現にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急激な光点滅等による安全性への影響の防止 (7) 次の事項を遵守すること <ul style="list-style-type: none"> a 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 「鮮やかな赤」の点滅は、特に慎重に扱うこと。 (b) 避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。 (c) 前項(a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。 b コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。 c 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることを避けること。 (4) サプリミナル的表現は避けること。 (7) 使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮すること。 (8) スクリーンとなる壁面等に投影する際は、その壁面等から光がはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 明るさ、まぶしさに関する配慮について <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努める。 ・『光害対策ガイドライン（環境省）』を参考とし、輝度、表示時間帯等に配慮する。 ・夜間（日の入りから日の出）の輝度は800cd/m²以下とし、眩しさの低減に努める。 ・鳥取市佐治町（星空保全地域）においては、鳥取県星空条例に定める星空保全照明基準を遵守すること。 ● 点滅、動き（速度）に関する配慮について <ul style="list-style-type: none"> ・過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとする。
音声に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 音のルール <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、音は出さないこと。 ・商業地系エリアで音を出す場合でも、音量や時間帯を守ること。 ● 信号交差点付近の設置は避け、色や音に配慮する 	-	<ul style="list-style-type: none"> ● 音に関する配慮について <ul style="list-style-type: none"> ・近隣への配慮や、視覚障がい者用の音声誘導設備の音を阻害しないための配慮として、原則、音を発生させない。
表示内容に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 不快感を与えないコンテンツとは？ ・良好な景観形成に向けて、通行する不特定多数の方が見たときに、不快感を与えるような表現はやめること。 <公序良俗に反するもの> <ul style="list-style-type: none"> 暴力や反社会的なもの、風俗的、性的なもの、法規に抵触する恐れのあるもの、いじめや人権侵害を想起させるもの <公衆に不快感や不安を与えるもの> <ul style="list-style-type: none"> 男女、年齢の別なく不快の念をもたらすもの、公共の場にふさわしくないと判断するもの 	-	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示内容について <ul style="list-style-type: none"> ・表示内容については他の法令や条例などに抵触しないよう遵守する。 (参考法令：著作権法、民法、個人情報保護法、景品表示法、鳥取県青少年健全育成条例 ほか)
色彩に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 色彩に配慮する（派手な高彩度色、地色の白は控える） ・低彩度色（落ち着いた色）でまとめたり、高彩度色はアクセントカラーとして適所に使うこと。 ・「図」と「地」の色彩の関係は、明度（明るさ）の適度なコントラストにより視認性や可読性を確保するよう配慮すること。 ・「地」の色に明度の高い白を使うと輝度が上がって見え難くなるため、明度を抑えること。「地」の色はライトグレー、オフホワイト又はアイボリー等を使用すると昼夜に関わらず見やすく、落ち着いて見える。 ・色弱者や高齢者の方だけでなく誰もが見やすくなるように、ユニバーサルデザインに配慮することが大切。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ● 色彩に関する配慮について <ul style="list-style-type: none"> ・派手な高彩度色、地色の白は控える。
生活環境、自然環境への配慮に関する基準	- (エリア別基準でカバー)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・住環境への配慮が求められる地域では、深夜帯の表示を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置形態について <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観、まちなみへ配慮し、奇抜な形状は避け、周辺の景観に調和するよう努める。 ● 近隣への配慮について <ul style="list-style-type: none"> ・光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前説明を行い、理解を得ること。 ・設置後、近隣や市民から苦情・要望などがあった場合は真摯に対応すること。 ● 夜間の時間帯に関する配慮について <ul style="list-style-type: none"> ・夜中から早朝の表示は控えるよう努める。 ● 明るさ、まぶしさに関する配慮について（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市佐治町（星空保全地域）においては、鳥取県星空条例に定める星空保全照明基準を遵守すること。

	さいたま市デジタルサイネージガイドライン	横須賀市投影広告物ガイドライン	鳥取市発光可変表示式広告物の手引き										
<p>道路交通への配慮に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> 信号交差点付近の設置は避け、色や音に配慮する 信号機の交差点付近（停止線までの範囲）では、デジタルサイネージが信号機と誤認されないように、十分配慮すること。  <p>信号機のある交差点付近の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 信号機のある交差点付近に設置する場合は、次のことを守ること。 信号機と誤認されるような赤・青・黄など高彩度色を使用しないこと。 信号機より目立たないように、明るさ（輝度）を抑えること。 視覚障害者用信号機の音を阻害しないよう、音は出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通等への配慮 道路交通等へ影響を及ぼすことがないように事前に、交通管理者等と協議すること。また、道路を挟む場合等は、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないことを確認し、交通管理者等と協議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、信号機付近への設置に関する配慮について 道路標識や信号機を阻害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避ける。 必ず警察署・道路管理者に意見を聴き、助言・指導を受けた場合は遵守する。 										
<p>エリア別基準等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商業地系エリア <ul style="list-style-type: none"> 設置高さ：9 m以下 音：原則出さない（65デシベル以下かつ10～18時のみ） 明るさ：19～5時は明るさをなるべく抑える（1,000cd/m²以下） 工業地系エリア <ul style="list-style-type: none"> 設置高さ：4.5m以下 音：出さない 明るさ：19～5時は明るさをなるべく抑える（1,000cd/m²以下） 住宅地系エリア <ul style="list-style-type: none"> 設置高さ：3 m以下 音：出さない 明るさ：原則19～5時は、発光しない（800cd/m²以下） 田園系エリア <ul style="list-style-type: none"> 設置高さ：3 m以下 音：出さない 明るさ：原則19～5時は、発光しない（400cd/m²以下） <table border="1" data-bbox="357 1380 787 1632"> <thead> <tr> <th>ガイドラインのエリア区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業地系エリア</td> <td>商業系用途地域が指定されている区域（商業地域・近隣商業地域）</td> </tr> <tr> <td>工業地系エリア</td> <td>工業系用途地域が指定されている区域（工業地域・準工業地域・工業専用地域）</td> </tr> <tr> <td>住宅地系エリア</td> <td>住宅系用途地域が指定されている区域（第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・田園住居地域）</td> </tr> <tr> <td>田園系エリア</td> <td>市街化調整区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※エリア境付近に設置されたデジタルサイネージについて、別のエリアに向けて表示されたものは、向けられたエリアの基準を適用するものとする。</p>	ガイドラインのエリア区分	備考	商業地系エリア	商業系用途地域が指定されている区域（商業地域・近隣商業地域）	工業地系エリア	工業系用途地域が指定されている区域（工業地域・準工業地域・工業専用地域）	住宅地系エリア	住宅系用途地域が指定されている区域（第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・田園住居地域）	田園系エリア	市街化調整区域	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掲出を禁止・抑制する地域について ①禁止地域、②景観形成重点区域、③住居系の用途地域、市街化調整区域では発光可変表示式広告物の掲出を禁止・抑制する地域とする。 ※③は表示面積2 m²以下かつ近隣からの理解が得られた場合、自家用広告物に限り適用を除外する。 表示面積の抑制について  <p>※プロジェクトマッピングについては、まちの活性化などに資するイベントのためや、公共性、公益性を有し期間限定で表示するものについては、近隣や地域、関係団体などの理解を得られる場合に限り、表示面積の上限は設けない。なお、表示面積の規模は近隣・地域・関係団体などと協議のうえ決定すること。</p>
ガイドラインのエリア区分	備考												
商業地系エリア	商業系用途地域が指定されている区域（商業地域・近隣商業地域）												
工業地系エリア	工業系用途地域が指定されている区域（工業地域・準工業地域・工業専用地域）												
住宅地系エリア	住宅系用途地域が指定されている区域（第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・田園住居地域）												
田園系エリア	市街化調整区域												
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他のルール 突出し広告など通りの進行方向に正対するデジタルサイネージは、なるべく設置しないように十分配慮すること。  <p>正対する広告 壁面広告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 投影機の設置に関する配慮 投影機を設置する際は、通行や安全に支障が及ばないよう適切な場所に設置すること。また、落下や破損などにより、周囲の安全を脅かさないよう適切な維持管理に努めること。 公益性がある催物等のために表示する投影広告物の適用除外 <ul style="list-style-type: none"> 公益性があり、まちの活性化等に資する行事、催物等のために表示する投影広告物のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、4の基準にかかわらず条例別表第2に定める第2種許可地域及び第3種許可地域に限り、表示することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 表示期間が14日以内のものであること。 企業広告等（営利を目的として表示されるものをいう。以下同じ）を表示する場合は、次に掲げる事項に適合するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> 企業広告等の表示時間が当該投影広告物の表示時間の3分の1以下であること。 企業広告等の連続の表示時間が5分以下のものであること。 屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置の高さについて 原則、条例、同施行規則で定める高さ基準値以下であり、かつ、鳥取市景観計画で定める規模要件未満の高さとする。 設置形態について 建物の壁面に設置する場合、著しく突出しないようにする。 										

山形県屋外広告物条例・施行規則																																												
規制対象物	ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等（特殊装置広告）																																											
許可基準	<p>特殊装置広告(ネオンサイン、イルミネーション、電光掲示板など)の取り扱い ※内照式や投光器を用いたものは特殊装置にあたりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別1種</th> <th>特別2種</th> <th>普通1種</th> <th>普通2種</th> <th>普通3種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般広告物</td> <td colspan="2">設置できません</td> <td colspan="3">許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家広告物</td> <td>特別2種の基準以下</td> <td colspan="2">許可申請は不要ですが、特別1種又は特別2種の設置基準に適合する必要があります。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>特別2種の基準を超える</td> <td colspan="2">設置できません</td> <td colspan="2">許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>屋上利用広告に特殊装置を使用する場合は、自家広告物であっても表示面積にかかわらず許可を受ける必要があります。 (なお、特別規制地域には屋上利用広告そのものが設置できません。)</p> <p>LED(発光ダイオード)等を利用した映像広告を表示する場合、普通規制地域においては下表の面積制限が加わります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通1種</th> <th>普通2種</th> <th>普通3種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建植広告</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁面平面広告</td> <td>一面10㎡以下</td> <td>一面15㎡以下</td> <td>一面20㎡以下</td> </tr> <tr> <td>壁面突出広告</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋上利用広告</td> <td colspan="3">一面20㎡以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別1種：風致地区、都市公園、文化財の周囲50m以内の地域、保安林など 特別2種：高速道路や鉄道の両側500m以内の地域、第一種・第二種低層住居専用地域、国立公園・国定公園など 普通1種：国道・県道・広域農道の両側500m以内の地域など 普通2種：第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域など 普通3種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域など</p>		特別1種	特別2種	普通1種	普通2種	普通3種	一般広告物	設置できません		許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません。			自家広告物	特別2種の基準以下	許可申請は不要ですが、特別1種又は特別2種の設置基準に適合する必要があります。				特別2種の基準を超える	設置できません		許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません。			普通1種	普通2種	普通3種	建植広告				壁面平面広告	一面10㎡以下	一面15㎡以下	一面20㎡以下	壁面突出広告				屋上利用広告	一面20㎡以下		
	特別1種	特別2種	普通1種	普通2種	普通3種																																							
一般広告物	設置できません		許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません。																																									
自家広告物	特別2種の基準以下	許可申請は不要ですが、特別1種又は特別2種の設置基準に適合する必要があります。																																										
	特別2種の基準を超える	設置できません		許可を受ける必要があり、それぞれの規制地域の設置基準に適合しなければなりません。																																								
	普通1種	普通2種	普通3種																																									
建植広告																																												
壁面平面広告	一面10㎡以下	一面15㎡以下	一面20㎡以下																																									
壁面突出広告																																												
屋上利用広告	一面20㎡以下																																											
その他の規定	<ul style="list-style-type: none"> 特殊装置広告の手数料の額は、この表により算定した額に当該額の2分の1に相当する額を加算した額とする。(条例別表) 条例第12条の2第1項の規定による点検は、条例第23条第1項第1号に規定する者若しくは知事が指定する屋外広告物の点検に関する研修を修了した者又は次の各号に掲げる広告物及び掲出物件の区分に応じ、当該各号に掲げる者が行うものでなければならない。 (1) (2) 略 (3) 特殊装置広告 特殊電気工事資格者であって、条例第23条第1項第2号又は第3号※に規定する者 ※屋外広告物講習会を修了した者 																																											

滋賀県屋外広告物条例・施行規則																																								
規制対象物	<ul style="list-style-type: none"> 照明（電光可変式広告物を除く。） 電光可変式広告物（電光により文字または映像を表示する広告物またはその掲出物件であって、当該表示の内容を任意に変えることができるもの、電光が点滅するものまたは電光の色彩もしくは輝度が変化するものをいう。） 																																							
許可基準	<p>許可の共通基準として下記事項を規定。 (これとは別に広告物の種類ごとの許可基準あり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種地域 (歴史伝統系)</th> <th>第2種地域 (風致・低層住宅系)</th> <th>第3種地域 (保全型沿道系)</th> <th>第4種地域 (活用型沿道系)</th> <th>第5種地域 (集落・田園・自然系)</th> <th>第6種地域 (一般市街地系)</th> <th>第7種地域 (拠点市街地系)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般許可基準</td> <td colspan="7"> <ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること 原則として、地色は原色でなく、かつ、けばけばしい色の組合せでないこと </td> </tr> <tr> <td>1文字ごとの面積</td> <td>●1㎡以下(原則)(1表示3㎡超の場合に限る)</td> <td></td> <td>●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)</td> <td>●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)</td> <td>●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)</td> <td>●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものでないこと(原則) 外照灯の光色は暖色系であること </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものでないこと(原則) </td> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) </td> </tr> <tr> <td>電光可変式広告物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 面積：必要最小限(3㎡以下) 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示の内容が概ね一定であること 電光が明滅しないものであること </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 面積：3㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 面積：5㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 面積：3㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 面積：5㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 面積：10㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1種地域：伝統的建造物群保存地区、国宝重要文化財および県指定有形文化財の周囲50mの範囲など 第2種地域：第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、都市公園など 第3種地域：東海道新幹線から200mの範囲、名神高速道路から200mの範囲など 第4種地域：指定道路から30mの範囲など 第5種地域：第1種地域から第4種地域まで、第6種地域、第7種地域を除く地域 第6種地域：市街化区域、地区計画の区域のうち知事が特に指定する区域、鉄道駅のホームの周囲100m以内の区域など 第7種地域：地区計画の区域のうち知事が特に指定する区域など</p>		第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)	一般許可基準	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること 原則として、地色は原色でなく、かつ、けばけばしい色の組合せでないこと 							1文字ごとの面積	●1㎡以下(原則)(1表示3㎡超の場合に限る)		●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)	●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)	●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)	●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)		照明	<ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものでないこと(原則) 外照灯の光色は暖色系であること 	<ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものでないこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 				電光可変式広告物	<ul style="list-style-type: none"> 面積：必要最小限(3㎡以下) 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示の内容が概ね一定であること 電光が明滅しないものであること 		<ul style="list-style-type: none"> 面積：3㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：5㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：3㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：5㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：10㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則)
	第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)																																	
一般許可基準	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること 原則として、地色は原色でなく、かつ、けばけばしい色の組合せでないこと 																																							
1文字ごとの面積	●1㎡以下(原則)(1表示3㎡超の場合に限る)		●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)	●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)	●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)	●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)																																		
照明	<ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものでないこと(原則) 外照灯の光色は暖色系であること 	<ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものでないこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 																																					
電光可変式広告物	<ul style="list-style-type: none"> 面積：必要最小限(3㎡以下) 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示の内容が概ね一定であること 電光が明滅しないものであること 		<ul style="list-style-type: none"> 面積：3㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：5㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：3㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：5㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：10㎡以下 明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと 表示、点滅の速度が緩やかなものであること 高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則) 																																	
その他の規定	—																																							

ガイドラインの骨子（例）

<p>規制対象物</p>	<p>デジタルサイネージ、LEDビジョン、電光掲示板等（以下「デジタルサイネージ等」とする）。 ただし、公共広告物（交通安全、防犯、災害対策等）は除く。</p>																				
<p>ガイドラインの位置づけ・目的</p>	<p>新潟県屋外広告物条例第2条（広告物の在り方）、第5条（禁止広告物）の規定に基づき、デジタルサイネージ等を設置する際に配慮すべき基本事項を示すもの。</p>																				
<p>光源に関する配慮</p>	<p>● 輝度（照度）、光源の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した明るさ（輝度）とし、反射・映り込み防止フィルムの使用等により画面を見やすくするとともに、明るさを抑える工夫を行うこと。 ・特に、信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を使用しないこと。 ・照明に関する苦情などがあった場合には、輝度や照度を落とすなどの対応が可能な照明装置を使用すること。 →輝度を調節する装置を設置の際に組み込んでおくこと。 <p><参考>明るさに関する基準 （環境省「光害対策ガイドライン」令和3年3月改訂版より）</p> <table border="1" data-bbox="537 1006 1585 1366"> <thead> <tr> <th>照明密度</th> <th>光環境類型</th> <th>地域対象イメージ</th> <th>発光面の平均輝度の最大許容値（看板）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低 ↑</td> <td>E1</td> <td>自然公園、自然景観地域、田園、里地 など</td> <td>50cd/m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E2</td> <td>郊外、田園・山間地域の集落・町・村 など</td> <td>400cd/m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E3</td> <td>都市の周辺、都市周辺住宅地、市街地（工業地域） など</td> <td>800cd/m²</td> </tr> <tr> <td>↓ 高</td> <td>E4</td> <td>都市中心部、繁華街、商店街、オフィス街 など</td> <td>1,000cd/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>（この表の用語説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光環境類型：国際照明委員会（CIE）が策定した「屋外照明設備による障害光規制ガイド（CIE150:2017）」で定める環境区域。 ・cd（カンデラ）/m²：輝度の単位。ここでは光源や反射面の単位面積あたりの平均輝度の最大許容値を示す。 <p>● 点滅、動光</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者等の目線の高さと同じ高さ（地表面から1m～2m程度）に光源（発光する表示面）がある場合、輝度を抑制すること。 →輝度の高い光線が直接目に入ると、網膜の順応不能による視界の把握障害を引き起こす可能性がある。 特に、高齢者や視覚に障害のある人にとっては影響が大きく、路面の凸凹に躓いたりする危険がある。 ・輝度の高い光源の点滅及び動光を避けること。 ・点滅周期を緩やかにすること。 ・輝度の変化（明暗）を抑制すること。 <p><参考>点滅・動光に関する基準 （日本放送協会「放送ガイドライン2025 インターネットサービス必須業務化版」より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避け、「鮮やかな赤」の点滅は特に慎重に扱う。 ・コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。 	照明密度	光環境類型	地域対象イメージ	発光面の平均輝度の最大許容値（看板）	低 ↑	E1	自然公園、自然景観地域、田園、里地 など	50cd/m ²		E2	郊外、田園・山間地域の集落・町・村 など	400cd/m ²		E3	都市の周辺、都市周辺住宅地、市街地（工業地域） など	800cd/m ²	↓ 高	E4	都市中心部、繁華街、商店街、オフィス街 など	1,000cd/m ²
照明密度	光環境類型	地域対象イメージ	発光面の平均輝度の最大許容値（看板）																		
低 ↑	E1	自然公園、自然景観地域、田園、里地 など	50cd/m ²																		
	E2	郊外、田園・山間地域の集落・町・村 など	400cd/m ²																		
	E3	都市の周辺、都市周辺住宅地、市街地（工業地域） など	800cd/m ²																		
↓ 高	E4	都市中心部、繁華街、商店街、オフィス街 など	1,000cd/m ²																		

<p>音声に関する配慮</p>	<p>原則として音声は出さないこと。 また、必要により音声を出す場合には、周辺環境の悪化等を考慮し、音量や時間帯に十分配慮すること。</p>
<p>表示内容に関する配慮</p>	<p>青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、迷惑行為を助長する可能性があるもの、その他公序良俗に反するおそれがあるものは表示しないよう、十分配慮すること。</p>
<p>生活環境、自然環境への配慮に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 住居専用住宅地域（都市計画法上の住居専用地域等） <ul style="list-style-type: none"> ・照明光が住居内に差し込まないように、適切な光源選定を行うとともに、必要に応じて遮光板やルーバーの設置を検討すること。 ・深夜時間帯（概ね夜10時以降）は消灯すること。 ・光源の露出及び点滅を避けること。 ● 自然地域、田園地域※ <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和に配慮し、輝度（照度）を抑えること。 ・動植物の生育や生態系に影響があることを認識し、遮光板の設置等適切な対策を講じること。 （周辺の耕作作物や家畜への影響、野生動物生息地への影響など） ・点灯時間を配慮すること。（タイマー装置等を用いて深夜の点灯を避けること） ・光源の露出及び点滅を避けること。 <p>※「土地利用基本計画図」に定める「農業地域」、「森林地域」の範囲を目安とする。 （新潟県景観計画における「田園・集落区域」、「自然区域」に一致。）</p>
<p>道路交通への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 交差点周辺、道路沿道 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージ等によって、自動車を運転される方の不注意を招いたり、信号等を誤認する恐れがあるなど、信号機付きの交差点付近への設置は重大事故につながる可能性があるため、特に下図の範囲に設置する場合は十分に配慮すること。 <div data-bbox="580 1297 1266 1690" style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点付近へデジタルサイネージ等の設置を計画する場合は、事前に設置場所を管轄する警察署に相談すること等により、道路交通安全の確保に努めること。 ・道路沿道においては、安全運転への支障とならないよう、文字数や文字の表示時間等に配慮すること。 ・歩道沿いの目線の高さ付近に設置する場合、光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えること。特に眩しさを感じやすい高齢者に配慮すること。